令和４年度実績評価書

（評価対象期間：令和４年４月～令和５年３月）

令　和　５年　８月
金　　融　　庁

目　　次

Ⅰ　実績評価の実施に当たって
１．金融庁における政策評価の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２．実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）・・・・・・・・・・・・ 4
３．政策評価に関する有識者会議委員による意見　・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅱ　各施策の評価結果

基本政策		施策目標		施策	ページ
Ⅰ	金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	15
		2	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	27
		3	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	32
Ⅱ	利用者の保護と利用者利便の向上	1	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	43
		2	金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	51
Ⅲ	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	62
		2	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	75
		3	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	89

（横断的施策）

施策目標		施策	ページ
1	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大）を図ること	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	97
2	サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大）を図ること	サステナブルファイナンスの推進	105
3	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること 近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	114
4	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること	その他の横断的施策	122

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策目標		施策	ページ
1	金融庁のガバナンスの改善と政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	131
2	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	検査・監督の質の向上	139
3	全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	144

（巻末参考）金融庁における政策評価への取組み

Ⅰ　実績評価の実施に当たって

１．金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年４月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（巻末参考）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和４年度（令和４年４月～令和５年３月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。(http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html)

２．実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和４年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

○ 必要性の観点･･･施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
○ 効率性の観点･･･施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
○ 有効性の観点･･･得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

Ⅰ．金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
Ⅱ．利用者の保護と利用者利便の向上
Ⅲ．市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和４年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名
令和４年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要
目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標
令和４年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠
当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標
設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果
〇目標達成度合いの測定結果
令和４年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、５ページの「評価の判断基準」に基づき、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。
〇評価の判断基準
Ｓ：　目標を超過して達成した場合
Ａ：　目標を達成した場合
Ｂ：　相当程度進展があった場合
Ｃ：　進展が大きくない場合
Ｄ：　目標に向かっていない場合
〇施策の分析
評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている３つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。
〇今後の課題・次期目標等への反映の方向性
当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価
当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等
当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用
各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期
当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

３．政策評価に関する有識者会議委員による意見

政策評価に関する有識者会議委員からは、「政策評価に関する有識者会議」（令和５年６月１日）をはじめ、様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見は、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

委員のご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいており、今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

政策評価に関する有識者会議 委員

令和５年８月 31 日現在

内田　貴和	三井物産株式会社顧問
江川　雅子	学校法人成蹊学園学園長
岡崎　哲二	東京大学大学院経済学研究科教授
中曽　　宏	株式会社大和総研理事長
星　　岳雄	東京大学大学院経済学研究科長
本田　桂子	コロンビア大学国際関係公共政策大学院客員教授

〔 計　６名 〕

（敬称略・五十音順）

Ⅱ　各施策の評価結果

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
Ⅰ　金融システムの安定と金融仲介機能の発揮			
1　マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	✓　金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明であることを踏まえ、経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行う。それを踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、以下の観点から深度ある対話を実施する。 ・大手銀行グループについて、信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行の把握、市場リスク・流動性リスクに関しては、資産と負債の総合管理の状況を含めた、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢の高度化の促進等 ・地域金融機関について、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めた継続的な取組事例の把握 ・証券会社について、顧客本位の業務運営に向けた取組、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等 ・保険会社について、中期的な事業環境の変化を見据えた持続可能なビジネスモデルの構築、グループガバナンスの高度化等 ・日本郵政グループについて、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等	✓　金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明であることを踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響について的確に把握した。なお、マクロ健全性維持の観点からの規制（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用した。 ✓　内外経済や金融市場の動向を踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行った。 ✓　個々の金融機関のリスクプロファイルをモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促した。 ✓　5 年 6 月末に公表停止が予定されているドルＬＩＢＯＲの一部テナー（期間）を参照する新規取引の停止状況、既存契約の移行やフォールバック条項の導入状況について、個別金融機関のモニタリングやＬＩＢＯＲ利用状況調査を通じて確認し、時間軸を意識した移行対応を促した。	✓　グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。また、金融機関の健全性を確保・維持するため、コロナの影響も踏まえたうえで、引き続き金融行政方針に基づき、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなどを実施する。そして、金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。
2　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	✓　バーゼルⅢの実施について、関係者と十分な対話を行いながら準備を進めるなど、金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。 ✓　経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。	✓　国際的な自己資本比率規制の見直し(バーゼルⅢの国内実施)を踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する改正告示･監督指針およびQ＆Aの公表を実施。 ✓　経済価値ベースのソルベンシー規制等について、制度の基本的な内容の暫定決定を行った。そのうえで、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めた。	✓　国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。 ✓　経済価値ベースのソルベンシー規制について、7 年度に導入することを念頭に着実に検討を進める。
3　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融	✓　金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリング	✓　コロナの影響の長期化や物価高騰等の影響が懸念される中、金融機関に対して、新規融資や条件変更等についての最大限柔軟な対応や、ファンドによる資本性資金の供給や	✓　コロナの影響の長期化や物価高騰等の影響が懸念される中、金融機関による事業者に寄り添ったきめ細かな支援の促進などについて、必要な措置を実施していく。

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	を継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促していく。 ✓ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、あらゆる方策を講じていく。 ✓ 金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促す。経営力を支える株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行う。 ✓ 事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に取り組むとともに、事業性に着目した融資実務の発展に向けた取組を進めていく。	債権買取等の活用などについて、累次の要請を実施。また関係者からのヒアリングにより、事業者に寄り添ったきめ細かな支援が全体として適切に行われているかを確認するとともに、「企業アンケート調査」を通じて、コロナによる企業への影響と地域金融機関による支援状況等の実態把握に努めた。 ✓ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、4 年 12 月に「経営者保証改革プログラム」を公表し、経営者保証徴求時の手続き厳格化等を盛り込んだ監督指針の改正を行った。 ✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組、取締役会によるガバナンスの発揮状況、人的投資・人材育成の取組等について、経営トップ・社外取締役を含む各層の役職員と丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援した。 ✓ 事業成長担保権の早期実現に向けて、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を開催し、その議論を 5 年 2 月に報告書として取りまとめた。また、米国と英国における全資産担保を活用した制度や実務慣行等に係る委託調査を実施し、その成果が 5 年 3 月に取りまとめられた。	✓ また、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく。
Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上			
1　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 4 年末までに策定される「資産所得倍増プラン」等も踏まえ、国民の安定的な資産形成の促進や金融リテラシーの向上のための環境整備に向けて、以下の取組を進める。 ・5 年度税制改正に向けて、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化をはじめとする「資産所得倍増プラン」関連の要望を行う。 ・資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直し等を検討する。 ・国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を検討する。	✓ ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化を行う等の措置が、取られることとなった。 ✓ 資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に必要な「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しやルール化に向けて検討を深めた。 ✓ 4 年 11 月に策定された「資産所得倍増プラン」の記載や、4 年 12 月に公表した金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言を踏まえ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するため、「金融経済教育推進機構」の設立等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（5 年 3 月）。	✓ 資産所得倍増プランに基づき、①NISA の積極的な周知・広報活動、②学校や企業における金融経済教育を支援するための取組、③金融事業者における「顧客本位の業務運営」の確立・定着につながる施策について引き続き議論等を行っていく。
2　利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。 ✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。	✓ 預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促した。	✓ 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
		✓ 多重債務防止等の観点から、近年広がりを見せている様々な形態の取引（ＳＮＳ個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取現金化等）について、注意喚起等の取組を行った。	
Ⅲ　市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1　世界に開かれた市場として の機能 発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	✓ コーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行うとともに、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組を進める。その一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。 ✓ 投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組として、有価証券報告書において、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実を図る。 ✓ 国際金融センターの発展に向けて、海外資産運用業者等に対する英語での行政対応をさらに拡大する等、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組むほか、海外資産運用業者等との対話の強化を通じて、我が国への進出や業務拡大に向けたニーズ・課題を把握し、きめ細やかな情報発信を行う。 ✓ スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給を促すため、上場プロセスの見直し、私設取引システム（ＰＴＳ）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む。	✓ 引き続きコーポレートガバナンス改革に関する周知・広報活動等を通じて企業の取組を促したほか、改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を進め、金融審議会に諮問を行った（5 年 3 月）。 ✓ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月公表）の提言を受け、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」の新設や人的資本への投資等に関する開示、取締役会等の活動状況等に関する開示を求める内閣府令の改正を行った（5 年 1 月）。 ✓ 日本に参入する海外の資産運用会社等が行う第二種金融商品取引業のうち一定の要件を満たすものについて、英語での登録申請書等の提出を認めるため、告示改正を行った(4 年 10 月)。また、国際金融センター関連施策や日本での拠点開設･生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についても、引き続き分かりやすく発信するよう努めた。特に、国際金融センターの特設ウェブサイトの改修や、海外出張を行い現地金融事業者との面会やイベントでの登壇等を実施した。 ✓ 4 年 4 月～同年 12 月までに、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計 7 回開催し、同年 6 月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理を、同年 12 月に第二次中間整理を公表した。 ✓ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」での検討結果を踏まえ、新規公開（ＩＰＯ）プロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（5 年 3 月）。また、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直しや、投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等について検討を行った。	✓ 利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上に向けて、投資者保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めていく。加えて、市場の国際競争力を高めるため、デジタル・トークン等多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討していく。
2　企業の情報開示の質の向上のための制	✓ 四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に一本化することにつ	✓ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月公表）の提言を受け、有価証券報告書にサ	✓ 引き続き、中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しに必要な制度整備

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
度・環境整備とモニタリングの実施	いて、具体策を検討した上で、次期通常国会に関連法案を提出する。また、有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報の記載欄を新設するとともに、人材育成方針など人的資本に関する情報を開示項目とするため、内閣府令の改正を行う。 ✓ 国際会計基準（ＩＦＲＳ）への移行促進に向けた取組を進めるとともに、我が国の考え方をＩＦＲＳに反映する努力を強化する。 ✓ 上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行う。 ✓ 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、その改訂を行う。 ✓ 現行の内部統制報告制度に関する課題を整理の上、国際的な内部統制やリスクマネジメントの議論の進展も踏まえつつ、内部統制の実効性向上に向けた検討を行う。 ✓ 気候変動関連や人的資本を含むサステナビリティ情報の開示の充実を図る観点から、開示の好事例集を改訂する。 ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。	ステナビリティ情報の「記載欄」の新設や人的資本への投資等に関する開示、取締役会等の活動状況等に関する開示を求める内閣府令の改正を行った（5 年 1 月）。 ✓ 金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所規則の四半期決算短信に一本化するための具体策について、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、幅広く関係者の意見を聞きながら検討し、報告書を公表した（4 年 12 月）。 ✓ 金融商品取引法上の四半期報告書（第 1・第 3 四半期）の廃止等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（5 年 3 月）。 ✓ 企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）が公表した公開草案「国際的な税制改革―第 2 の柱モデルルール（第 12 号の修正案）」に対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントを提出した（5 年 3 月）。 ✓ 上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法に伴い政府令を改正した（5 年 1 月）。また、当該内閣府令の改正により、上場会社等の監査を担う監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制や、充実した情報開示を行う体制を義務づけられたことに伴い、監査法人のガバナンス・コードについて、監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、有識者検討会での議論を踏まえ、改訂を実施した（5 年 3 月）。 ✓ 財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、企業会計審議会内部統制部会での議論を踏まえ、「内部統制基準・実施基準の改訂について（公開草案）」を公表した（4 年 12 月）。 ✓ 気候変動関連や人的資本等のサステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表した（5 年 1 月公表、同年 3 月最終更新）。 ✓ 人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、政府からＩＦＲＳ財団に対して資金を拠出したほか、官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めた。	を進めるとともに、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を推進する。 ✓ また、投資家の投資判断にとって重要な情報を提供する観点から、サステナビリティ情報の開示を含む記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、引き続き、開示の好事例の検討・公表を行っていく。 ✓ 国際的な対応として、ＩＳＳＢのサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、引き続き、国際的な比較可能性を確保するため、基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、我が国の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指す。 ✓ また、今後の我が国の中長期的な会計基準の在り方やＩＦＲＳに関する国際的な意見発信について、関係者間の目線を合わせるため、企業会計審議会において議論を行う。

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
3　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	✓　市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を図るべく、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。 ✓　多面的かつ機動的な市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進や市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。	✓　自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、様々な金融市場に関する幅広い情報収集・分析や効果的・効率的な調査・検査など、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境変化に対応した市場監視を行った。 ✓　デジタルフォレンジックに使用するシステムの高度化等のデジタル化の一層の推進や、監視手法に係る様々な知識やノウハウを付与する研修等の人材育成に取り組んだ。	✓　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化の進展等に加え、今後新たな環境変化が生じる可能性もあることを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現に資するよう引き続き取り組んでいく。
（横断的施策）			
1　デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	✓　デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、Ｗｅｂ3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組を進める。	✓　利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と連携して暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化を実施。 ✓　資金決済法上の暗号資産該当性に係る判断基準の明確化を実施。 ✓　金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資者保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うＰＴＳの認可審査やＰＴＳが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5 年 4 月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとした。 ✓　暗号資産のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を実施（5 年 3 月改正税法成立）。 ✓　信託銀行による暗号資産の信託の受託を可能とする内閣府令・監督指針の改正を実施。 ✓　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクやＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブを通じ、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施。 ✓　分散型金融システムの健全な発展に向けて、ＢＧＩＮの活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を継続。 ✓　資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大を踏まえ、決済の安全性確保の観点から必要な制度整備を実施。 ✓　金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を実施。	✓　Ｗｅｂ3.0 などのインターネットのさらなる発展に向けた動きが世界で進展している中で、新たな金融サービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ発展していくために、金融庁として引き続き取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。
2　サステナブルファイナンスの推進	✓　サステナブルファイナンスを推進するため、脱炭素に向けた企業と金融機関の対話の活発化、ＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範の策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進等を行う。	✓　サステナブルファイナンス推進のため、サステナビリティ情報開示の充実、ＥＳＧ投信に係る監督指針の改正やＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範の策定、検討会の場を通じた脱炭素に向けた企業と金融機関の対話の活発化、インパクト投資の促進等を行った。	✓　脱炭素化に向けた金融機関と企業との対話を促進させるため、金融機関向けのガイド等の作成に向けて、検討会のとりまとめを行っていくとともに、財務局とも連携し、地域におけるサステナブルファイナンスの推進に取り組んでいく。また、インパクト投資の推進に向け、基本的考え方や要件について、検討会の報告書や指針として整理を行っていく。

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
3　業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	✓　金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証や、震災等自然災害への対応、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンスの確保に係る取組を行う。	✓　業務継続体制について、金融庁業務継続計画等に基づく訓練等により実効性を検証し、必要な見直しを実施。 ✓　4 年 7 月以降の大雨に係る災害などの自然災害への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や金融機関に対してきめ細かな対応を慫慂。 ✓　金融機関のサイバーセキュリティの確保に向けて、業界横断的な演習や金融機関への情報提供を実施。 ✓　金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの確保に向けて、国際的な議論への貢献や、公表したディスカッション・ペーパーに基づくステークホルダーとの対話を実施。	✓　大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保について、金融庁や金融機関における対策の実効性の更なる向上等に向けて、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、訓練・演習や金融機関との対話等の取組を継続的に実施する。 ✓　災害への対応については、被害の状況等に応じて、自然災害による被災者の生活・事業の再建に資する取組を、適時適切に実施する。
4　その他の横断的施策	✓　国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化）を図る。 ✓　マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む。 ✓　経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めていく。	✓　5 年にG7、ＡＳＥＡＮ＋3（日中韓）の議長国となる機会の活用に向けて着実に準備を進めるとともに、我が国の主要施策の意義を対外的に発信する取組を行った。また、グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）や二国間金融協力の会議については、対面による会議を再開し、ネットワーク構築の一層の強化を図った。 ✓　マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向けて、検査要員の確保等による検査・監督体制の強化、共同システムを開発する事業者への補助金の交付決定、広報活動を通じた利用者への周知等の取組を実施。 ✓　経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めた。	✓　引き続き、G7、ＡＳＥＡＮ＋3（日中韓）の会合の我が国での開催等の機会も活用し、アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化に努めていく。 ✓　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）第 4 次対日相互審査のフォローアップ及び第 5 次対日相互審査を見据え、引き続き、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向け、関係機関と連携して取り組んでいく。 ✓　経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、引き続き関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めていく。
（金融庁の行政運営・組織の改革）			
1　金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	✓　①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政におけるデータ活用の高度化、④金融行政に関する情報発信の充実、⑤財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑥アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。	✓　「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」や「インパクト投資等に関する検討会」等の各種有識者会議を開催し、外部有識者の意見を金融行政に継続的かつ的確に反映する取組を実施。 ✓　日本銀行と共同で、高粒度データの定期的な収集に向けた実証実験を実施。 ✓　金融機関からの徴求データと外部データ等を結び付けた分析や当該分析のツール化・可視化を通じた、企業支援のあり方やモニタリング高度化の検討の実施。 ✓　利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握の実施、及び分析結果のモニタリング部門への還元を実施。 ✓　データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上を図った。 ✓　金融庁ウェブサイトのトップページ等の見直しのほか、国際金融センター特設ページの見直し・機能拡充、タイムリ	✓　金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する分かりやすく充実した情報発信に取り組んでいく。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進していく。

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
		一な英訳公表等により海外向けを含めて情報発信強化を進めた。 ✓ 財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたものについて、改善・見直しを実施。 ✓ 金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を実施。	
2　検査・監督の質の向上	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。	✓ 分野別の考え方と進め方として、「金融機関のＩＴガバナンス等に関する調査結果レポート」、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表するなど、「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践。 ✓ 検査・監督の品質管理の一環として、第三者による外部評価や職員アンケートを実施。 ✓ 3 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等を実施。	✓ 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、更なる取組を進めていく。
3　質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	✓ さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備、④幹部職員等のマネジメント力向上などのための取組を継続・拡充する。	✓ 将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行い、5 年 4 月からの運用開始に向けた環境を整備。 ✓ 「政策オープンラボ」や、個人論文の執筆・公表を組織的に支援する枠組みなどが一層活用されるための環境づくりを実施。 ✓ テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備や業務の合理化・効率化の取組を推進。 ✓ 幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振返りを実施。庁内広報誌を通じて、マネジメント層へのマネジメントの手がかりを提供。 ✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ 0.03 ポイント上昇し、4.05/5.00 となった。	✓ 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅰ－1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済･金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向､資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的なモニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナの世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタライゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・検査・監督基本方針(30 年 6 月 29 日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・令和 4 事務年度証券モニタリング基本方針（4 年 8 月 2 日） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（以下「金融行政方針」という。）（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組		【達成】
4 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
4 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標②　［主要］「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況		【達成】

4年度目標	「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施	
4年度実績	・「金融行政方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、3事務年度（3年7月～4 年6月）に実施した結果を「金融行政方針」において公表しました。	

指標③ ［主要］金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組	【達成】
4年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証
4年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリングとデータ分析等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において高度化を促しました。

指標④ ［主要］各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉			【達成】
基準値	実績		目標値
3年度	4年度		4年度
3年度 各業態の 比率 （別紙参照）	4年度 各業態の 比率 （別紙参照）		前年度水準を 維持

指標⑤ 自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施	【達成】
4年度目標	告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認
4年度実績	・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法について、リスク管理と先進的手法の運営態勢に係る深度ある対話及び審査を実施し、最終化されたバーゼルⅢの適用先を中心に、新たに26先に対する承認を行いました。また、既承認金融機関における先進的なリスク計測手法の運用状況等についてもモニタリングを実施しました。

指標⑥ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	【達成】
4年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理･経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施
4年度実績	・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化し、信用リスクについて、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行等について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。 ・上記モニタリングを効果的に実施するため、日本銀行や海外金融当局等

		の関係当局と情報共有・意見交換を行いました。 ・グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性の確認といった金融機関のガバナンス等に係る対話をさらに進めました。
指標⑦	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組	【達成】
	4年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
	4年度実績	・地域、国内外の経済情勢、金融市場の動向等を踏まえ、関係部署とも連携した情報収集に努め、大口与信先やコロナ関連業種等の信用状況、市況の変化が各金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。 ・地域金融機関によるポストコロナ、ウイズコロナを見据えた、持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理体制、リスクテイクの積極化や多様化に応じた有価証券運用の管理状況、金融商品販売時等における顧客保護態勢などについて、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用し、モニタリングを実施しました。
指標⑧	大手証券会社グループに対する適切な監督	【達成】
	4年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施
	4年度実績	・証券会社において顧客の資産形成に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているか、特に、複雑な商品性を有する仕組債を取り扱う証券会社に対しては、経営陣において、こうした点を踏まえた上で取扱いを継続すべきか否かを検討しているか、継続する場合にはどのような顧客を対象にどのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえた販売となるのかを検討しているかといった点についてモニタリングを行いました。 ・不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。 ・グローバルな業務展開をしている証券会社について、例えば、ビジネスの伸長著しい米国における高リスク領域でのリスクテイクの拡大等を踏まえ、それを支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況等について、海外当局とも連携しつつ、引き続きモニタリングを行いました。
指標⑨	大手保険グループに対する適切な監督	【達成】
	4年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施
	4年度実績	・市場環境の変化や近年の自然災害が多発する状況等を見据え、監督カレッジ等を通じ海外当局とも情報共有・意見交換を行った上、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスの状況、各保険会社の資産運用やデジタル化の状況等についてモニタリングを実施しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】　金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】　金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】　金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、リスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。
	【有効性】　金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（測定指標①）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標④）に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への	【今後の課題】　実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化

反映の方向性	し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。 　また、金融機関の健全性を確保・維持するため、コロナの影響も踏まえたうえで、引き続き金融行政方針に基づき、業態横断的な対応に加え、以下の通り、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなどを行っていく必要があります。 【大手銀行グループ等】 海外業務やグループ連携の強化・拡大等、戦略に応じたリスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【新形態銀行】 各種リスクへの対応状況の継続的なモニタリングや、グループベースでの事業戦略やガバナンス等の確認 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】 顧客本位の業務運営態勢に向けた取組コンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等 【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 【日本郵政グループ】 ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等 **【 施 策 】**　金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。 また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。 **【測定指標】**　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　マクロプルーデンスの取組	
	・金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明であることを踏まえ、経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行い、それを踏まえ、②のとおり、リスク管理態勢等に関する業態横断的なモニタリングに加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた効果的なモニタリングを行いました。

	・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持の観点からの規則（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用しました。
②　効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	
	・内外経済や金融市場の動向を踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行いました。 ・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促しました。 ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行いました。特に、最終化されたバーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを実施しました。 ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みました。 ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、当局に寄せられる苦情・相談といった利用者トラブルに関する情報を幅広く収集しＩＴを用いて分析に取り組みました。 ・ドルＬＩＢＯＲ（ロンドン銀行間取引金利）の一部テナー（期間）は、5年6月末に公表停止されることから、既存契約の事前移行又はフォールバック条項（※）の導入状況について、日本銀行と合同で実施した第4回ＬＩＢＯＲ利用状況調査（調査基準日：4年12月末時点）にて確認しました。また、市場データを用いて算出する擬似的な円ＬＩＢＯＲ（シンセティック円ＬＩＢＯＲ）の公表が4年12月末までであったことを踏まえ、シンセティック円ＬＩＢＯＲから代替金利指標への移行対応状況について、同調査にてあわせて確認しました。金融庁及び日本銀行は、5年3月に同調査の結果概要を公表しましたが、ドルＬＩＢＯＲについては、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることを確認したほか、シンセティック円ＬＩＢＯＲについては、実質的な移行対応は完了していることを確認しました。監督当局としては、同調査の結果や個別金融機関のモニタリングを通じて、時間軸を意識した移行対応を金融機関に促しました。 （※）ＬＩＢＯＲの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容。 ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。 【大手銀行グループ】 ・信用リスクに関しては、内部格付の付与に係るプロセス、事業再編資金

	などニーズの高い分野の融資慣行等について対話を行い、必要な対応を検討しました。また、市場リスク・流動性リスクに関しては、世界的に不確実性の高い市場環境が続く中で各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促しました。その際、特に、外貨流動性に関しては、我が国金融機関の外貨調達が市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有していることに留意しました。さらに、日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促しました。政策保有株式についても保有意義の検証や縮減計画の進捗を確認しました。 ・主要行等が海外での買収や拠点拡大など国境・業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行いつつ、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促しました。その際、海外におけるファンドや低信用先との取引に関する戦略やリスク管理の枠組みを確認したほか、グローバルでの経営を支えるＩＴ・システム・会計等の在り方について対話しました。 ・国内についても、銀証間のファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、新設の「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」に寄せられる情報等を活用しつつ、優越的地位の濫用に関する防止態勢を重点的に検証しました。 【新形態銀行】 ・各種リスク（収益性、システム、サイバーセキュリティ、ＡＭＬ／ＣＦＴ、ガバナンス、有価証券運用など）への対応状況を継続的に確認しつつ、持続的かつ適切な経営についてモニタリングを行いました。 ・また、経営トップとの対話（トップヒア）や事業親会社との対話を行い、グループベースでの事業戦略やガバナンスを含む経営の諸課題に対する認識を確認しました。 【地域金融機関】 ・地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、より的確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示の在り方を含めて、引き続き、取組事例の把握・共有に努めました。特に開示については、「銀行の引当開示の充実に向けて」（4年3月）を公表した後の開示状況に関して、4年3月期の有価証券報告書を基に、開示に進展が見られた事例等を取りまとめ、4年12月に「銀行の引当開示の状況」として公表しました。 【証券会社】 ・証券会社としての金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促しました。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。

【保険会社】
・中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出が進む中、グループガバナンスの高度化などを進めることが重要であり、こうした取組が着実に進展するよう、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促しました。
・自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続するほか、水災リスクに応じた保険料率の細分化について関係者と対話を行うとともに、水災補償の普及に向けたリスク情報の発信や災害に便乗した悪質商法等への対策に関係者と連携して取り組みました。
【日本郵政グループ】
・ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話を行いました。
【その他の業態】
・電子決済等代行業に係る登録審査や自主規制機関の認定を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図りました。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、概ねＡＰＩ方式に移行されてきてはいるものの、引き続き、接続を巡る課題の特定とその解決に努めるとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握しました。
・ファンド・オブ・ファンズ形式等により、実質的に外部委託運用する投資信託等における商品組成前後を通じた適切な調査・モニタリングのあり方について、投資信託協会規則改正案のレビュー等を実施しました。また、投資法人資産運用会社においては、親会社等ではなく投資法人（投資主）の利益を優先した業務運営を実施する観点から、利益相反管理態勢等の整備状況についてモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行いました。
・店頭ＦＸ業者について、リスク情報開示、ストレステスト及び取引データ保存・報告制度への対応状況のモニタリングを継続し、必要に応じてリスク低減等の態勢整備を促しました。また、引き続き、顧客本位の業務運営に関する原則への取組やシステムリスク管理態勢の整備状況等についてモニタリングを行いました。
・投資助言・代理業者について、インターネット・ＳＮＳ等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。
・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては必要な対応を行いました。また、貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続しました。
・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況につ

	いて引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。 ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めました。 ・電子記録移転権利等取扱業者の業務特性等を踏まえ、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、迅速な登録審査を行うとともに、業容拡大に伴う業務運営状況に関して自主規制機関と連携し適切に当該業者へのモニタリングを実施しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	263	396	298	262
		補正予算	279	70	118	－
		繰越等	▲38	▲103		
		合　計	504	363		
	執行額（百万円）		398	273		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標②】 第4回LIBOR利用状況調査の結果概要について（5年3月） （https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230324/libor_survey_20230324.pdf） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 （主要行） 今事務年度のモニタリング結果について（4年6月） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202206/01.pdf） （保険） ビジネスモデル対話について（4年7月） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202207/04.pdf） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202207/05.pdf） 内部監査モニタリング結果について（4年7月） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202207/04.pdf） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202207/05.pdf） （証券） 令和3事務年度のモニタリング結果について（4年6月） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202206/05.pdf） 令和4事務年度の証券モニタリングについて（4年7月） （https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202207/06.pdf）

担当部局名	総合政策局 国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、大手銀行モニタリング室、コンダクト監理官室、マクロ・データ分析監理官室、電子決済等代行業室 監督局 総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課

政策評価実施時期	令和５年６月

（別紙）

指標④[主要]　各業態の健全性指標　〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料１－１】総自己資本比率等※1（国際統一基準行）

		R４/３期	R５/３期
主要行等	総自己資本比率	15.7%	14.9%
	Tier1 比率	13.8%	13.2%
	普通株式等 Tier1 比率	12.3%	11.8%
地域銀行	総自己資本比率	13.4%	13.9%
	Tier1 比率	12.9%	13.5%
	普通株式等 Tier1 比率	12.9%	13.5%

（出所）金融庁総合政策局データ分析総括室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料１－２】自己資本比率※1（国内基準行）

	R４/３期	R５/３期
主要行等	11.5%	11.3%
地域銀行	9.7%	9.9%
信用金庫	12.5%	12.6%
信用組合	11.2%	11.3%

（出所）金融庁総合政策局データ分析総括室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社※2）

	R４/３期	R５/３期
証券会社	352.2%	350.7%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率※3（生命保険会社、損害保険会社）

	R４/３期	R５/３期
生命保険会社	993.9%	943.1%
損害保険会社	744.7%	734.0%

（出所）金融庁監督局保険課調

※1　国際統一基準行は 25 年３月期よりバーゼル３の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行：主要行等は４グループ、地域銀行は 10 行

国内基準行：主要行等は３グループ、地域銀行は R4/３期が 89 行、R5/３期が 90 行

※2　有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※3　24 年３月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料２】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	Ｒ４／３期	Ｒ５／３期
主要行等	0.9%	0.8%
地域銀行	1.8%	1.7%
信用金庫	3.6%	3.6%
信用組合	2.9%	2.8%

（出所）金融庁総合政策局リスク分析総括課マクロ・データ分析監理官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅰ－2)

施策名		**健全な金融システムの確保のための制度・環境整備**
	施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標		**金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実**
	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第１条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年４月１日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針　等

測定指標			
指標①	［主要］国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備		【達成】
	４年度目標	バーゼルⅢ関連告示等の整備、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）から公表されたＩＣＳ　Ｖｅｒ2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえ主要論点の暫定決定を行う等国内規制の検討	
	４年度実績	・29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、令和４年４月、11 月、５年１月、３月に、改正告示・監督指針及びＱ＆Ａを公表しました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）から公表されたＩＣＳ　Ｖｅｒ2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の内容を踏まえつつ、制度の基本的な内容の暫定決定を行いました。そのうえで、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解を促進しました。	
指標②	［主要］必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
	４年度目標	金融システムの混乱の回避	

	4年度 実績	・期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。
指標③	名寄せデータの精度	【達成】
	4年度 目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証
	4年度 実績	・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。
参考指標		
指標①	各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞	
	4年度 実績	・（施策Ⅰ－1参照）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	**B（相当程度進展あり）**
	【判断根拠】 バーゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で改正告示・監督指針及びQ＆Aを公表、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、制度の基本的な内容の暫定決定や保険会社における態勢整備状況の確認を行うなど、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備を進めることができたほか（測定指標①）、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 ただし、施策の目標と照らし合わせてみると、バーゼルⅢの国内実施に関する告示、監督指針等の更なる整備が必要であること、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
施策の分析	**【必要性】** 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 **【効率性】** 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。

	【有効性】　国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、経済価値ベースのソルベンシー規制を７年度に導入することを念頭に置いた着実な検討等に取り組んでいく必要があります。 【施策】　金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	
	・29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、4 年 4 月、11 月、5 年 1 月、3 月に、改正告示・監督指針及びＱ＆Ａを公表しました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）から公表されたＩＣＳ　Ｖｅｒ2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の内容を踏まえつつ、制度の基本的な内容の暫定決定を行いました。そのうえで、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解を促進しました。
②　円滑な破綻処理のための態勢整備	

・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。
・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。
（預金保険法第 137 条第 6 項に基づく検査実施件数）

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
30	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36
元	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	10	0	8	13	10	0	31
2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29	23	0	2	29	23	0	54
4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	22	16	0	7	22	16	0	45

（出所）総合政策局調
（注 1）信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。
（注 2）実施件数は検査着手ベース。

施策の予算額・執行額等	区分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	8	8	8	8
		補正予算	－	－	10	－
		繰越等	－	－		
		合計	8	8		
	執行額（百万円）		－	－		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」（4 年 6 月 30 日公表） （https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf）

担当部局名	総合政策局 　リスク分析総括課、健全性基準室 監督局 　監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課

政策評価実施時期	令和５年６月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅰ－3)

施策名		**金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）**
	施策の概要	コロナ後を見据え、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかり支えられるよう、顧客本位の良質なサービス提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標		**金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること**
	目標設定の考え方・根拠	・事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援を含め、金融機関による事業者支援に万全を期すとともに、地域を含めた我が国経済の力強い回復とその後の持続的な成長を支える金融機関の取組を後押ししていく。 ・金融機関が金融仲介機能の発揮を通じて、我が国経済を支えていくことができるよう、金融庁は、経営基盤の強化と財務の健全性の確保のほか、利用者目線を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、金融機関との対話を進化させていく。 【根拠】 ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（令和４年８月 31 日）等

測定指標		
指標①　［主要］金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進		【達成】
	４年度目標	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進
	４年度実績	・コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関に対して、新規融資や条件変更等についての最大限柔軟な対応や、ファンドによる資本性資金の供給や債権買取等の活用などについて、累次にわたり要請しました。
指標②　［主要］ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備		【達成】
	４年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進するとともにその環境を整備
	４年度実績	・地域、国内外の経済情勢、金融市場の動向等を踏まえ、関係部署とも連携した情報収集に努め、大口与信先やコロナ関連業種等の信用状況、市況の変化が各行の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。 ・地域金融機関によるポストコロナ、ウイズコロナを見据えた、持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理

		体制を含めた信用リスクの管理体制、リスクテイクの積極化や多様化に応じた有価証券運用の管理状況、金融商品販売時等における顧客保護態勢などについて、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用し、モニタリングを実施しました。 ・特に、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。 ・また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促しました。
指標③	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
	4年度目標	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表
	4年度実績	・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（4年9月、5年3月）。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した5金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表しました（4年9月）。 ・金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて提出された実施計画を1件（2金融機関）認定・公表しました（4年9月）。
指標④	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進	【達成】
	4年度目標	あらゆる方策を講じ、金融機関による経営者保証に依存しない融資を促進
	4年度実績	・経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、4年12月に経済産業省・財務省とも連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定しました。 プログラムには安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させるため、金融機関が経営者保証を徴求する際の手続きを厳格化する監督指針の改正等の施策を盛り込んでいます。 また、経営者保証に関するガイドラインやプログラム等の周知・徹底のため、金融関係団体等に対して、大臣名で要請を行いました。 ・上記に加え、経営者保証ガイドライン等の周知・広報、積極的な活用促進として、主に以下の取組を実施しました。 －年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会に合わせて、金

	融関係団体等に対して、事業者への積極的な経営者保証ガイドラインの活用を行うことを大臣名で要請（4年11月、5年3月） －金融機関に対し、経営者保証改革プログラムの徹底のため、累次にわたり内容説明のための勉強会を実施（5年1月、5年2月） －中小事業者に対し、経営者保証に関するガイドライン及びプログラムの周知のため、全国で説明会を実施（5年2月～） －4年3月に「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」が公表されたこと等を踏まえ、金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理への取組についてとりまとめ、参考事例として公表（4年6月） －民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績の集計結果を公表（4年6月、12月）※ ※4年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は33.1%（前年同期比＋2.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は 3.5%（前年同期比－0.9%ポイント）。 －経営者保証ガイドラインに関する取組について、金融機関の経営トップ等から、業務運営や取組方針などに関するヒアリングを実施

指標⑤　貸出態度判断Ｄ．Ｉ　【達成】

基準値	実績				目標値
4年3月	5年3月				5年3月
17	15				前年同期（4年3月）の水準を維持

参考指標

指標①　金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞

4年度実績	・金融庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、29件となっています（3年度:69件）。情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しております。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

指標②　法人向け規模別貸出残高

4年度実績	・5年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比 4.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比4.9%の増加となっています。

指標③　融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報

4年度実績	・金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域金融機関をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった10,867社について、その分析結果を公

		表しました（4 年 6 月）。調査結果を見ると、「メインバンクとなる地域金融機関が、経営課題等を聞いた上で、納得感のある分析結果等をフィードバックしてくれる」と考える企業が 5 割を超えました。また、企業がメインバンクを変更しない理由として、経営課題等を共有する金融機関の取引先企業の 8 割が、「サービスや事業理解を評価しているから」といった前向きな内容であることから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	**B（相当程度進展あり）**
	【判断根拠】 コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢等の影響が懸念される中、事業者の資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の支援について、金融機関に対し累次にわたる要請を行いました（測定指標①）。 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施しました。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤の強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行いました。また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促しました。（測定指標②）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（4 年 9 月、5 年 3 月）。また、計画の実施期間が終了した 5 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表しました（4 年 9 月）。さらに、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を 1 件認定・公表しました（測定指標③）。 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・財務省とも連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定しました。さらに、経営者保証ガイドラインの周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、4 年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は 33.1%（前年同期比+2.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は 3.5%（前年同期比-0.9%ポイント）となりました（測定指標④）。

	全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適切なアドバイスやファイナンスの提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して金融庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、貸付条件の変更等にも柔軟に取り組んでおり、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（参考指標③）と考えています。加えて、地域金融機関の経営基盤強化に向けた環境整備は一定の進展があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 コロナの影響の長期化に加え、物価高騰等の影響が懸念される中、金融機関による事業者への資金繰りや経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく必要があります。 また、コロナ等による影響も踏まえ、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく必要があります。 さらに、事業性に着目した融資を促進するため、海外の制度・実務等も参考に、事業全体を対象とする新たな担保制度としての事業成長担保権について、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告も踏まえ、関連法案の早期の国会提出を目指すべく検討を進めていく必要があります。 【施策】 引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要がありま

	す。 **【測定指標】**　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	
	・金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促しました。 ・金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めるほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行いました。 ・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表しました。 ・財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させました。経済産業局や、地域の関係者との連携・協働を深化させ、それぞれの地域の特性を踏まえながら、例えば、事業承継や気候変動問題に関する連携強化などの地域ごとに特定された課題への対応、都道府県内を地域経済圏ごとに捉えた場合における課題の特定と対応策の検討、これまでに構築された事業者支援態勢の実効性の確認などの取組を進めました。 ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の状況についてフォローアップを行いました。 ・地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）に整備する人材プラットフォームＲＥＶＩＣａｒｅｅｒ（レビキャリ）について、地域金融機関による人材マッチングを推進するために、大企業人材個人による登録の仕組みの導入や当該プラットフォームを活用して採用した地域の中堅・中小企業に対する給付金の要件緩和等、制度を拡充しました。 ・また、地域金融機関による人材仲介を通じた事業者支援について相談対応や実態把握、周知・広報等を行う「人財コンシェルジュ」事業を実施し、地域金融機関における人材仲介機能の高度化を後押ししました。 ・金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、実践的な事業者支援のノウハウや知見の共有を進めるとともに、地域・組織・業態を超えた職員間のつながりの強化に取り組みました。また、財務局や信用保証協会を中心に各地域で開催されている意見交換会や講演等についても、金融機関出身の職員を 28 回派遣するなど、地域内の事業者支援の活動を後押ししました。 ・また、金融機関の事業者支援能力の向上を後押しする取組の一環として、現場職員が担当先の経営改善支援に当たって、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行う際のＡＩ等の活用可能性に関する調査・研究を実施し、その結果を公表しました（5 年 3 月）。 あわせて、事業者支援に着手する際のポイントや事業者の特性に応じた支

	援ノウハウ等を業種別に取りまとめた『業種別支援の着眼点』を公表しました（5年3月）。 ・地域金融機関による事業者のデジタル化支援を促進するため、各種補助事業を関係省庁と連携して周知することなどを通じて、地域金融機関の取組を後押ししました。 ・デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応しました。 ・経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・財務省とも連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定しました。 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績や、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」の公表を行うと共に、活用実績等の状況を確認するため、金融機関に対し、ヒアリングを行いました。 ・金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権）の早期実現に向けて、制度設計の具体的な在り方について「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を開催し、その議論を5年2月に報告書として取りまとめました。このほか、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献しました。また、米国と英国における全資産担保を活用した制度や実務慣行等に係る委託調査を実施し、その成果を報告書として取りまとめました（5年3月31日）。
②　ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	
	・金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促しました。 ・地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進しました。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認しました。 ・持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通じて、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を促しました。 ・独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行いました。 ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、特に4年度は、原材料費高騰の影響等に関する調査項目を追加し、調査を実施しました。 ・地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、様々なバックグラウンドを持つ関係者が議論するＲｅｇｉｏｎａｌ　Ｂａｎｋｉｎｇ　Ｓｕｍｍｉｔ

（Ｒｅ：ｉｎｇ／ＳＵＭ）を５年２月に開催しました。
・地域金融機関による地元取引先等に対する継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況のモニタリングを実施しました。
・地域、国内外の経済情勢、金融市場の動向等を踏まえ、関係部署とも連携した情報収集に努め、大口与信先やコロナ関連業種等の信用状況、市況の変化が各行の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促しました。
・地域金融機関によるポストコロナ、ウイズコロナを見据えた、持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理体制、リスクテイクの積極化や多様化に応じた有価証券運用の管理状況、金融商品販売時等における顧客保護態勢などについて、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用し、モニタリングを実施しました。
・特に、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。
・リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施しました。
・コロナの影響の長期化等にくわえ、デジタル化や気候変動への対応など事業者のニーズが多様化する中で、協同組織金融機関においてニーズに応じた支援が行われているか確認するとともに、こうした支援の一助となるよう、関係省庁等と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透を図りました。
・協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの規模・特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポート等を活用した経営基盤の強化を促しました。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めるほか、持続的な価値創造を支える基盤は人的資本であるとの観点から、対話を通じて、人的投資や人材育成の取組を促しました。
・コロナの影響の長期化等により経済や市場環境が変動する中、協同組織金融機関において適切なリスク管理が行われているかについて、信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認しました。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促しました。
・新規業務の許認可等に関して、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同

	組織金融機関による自主的な取組を後押ししました。 ・中央機関については、対話を通じて、経営や業務のサポートといった役割の発揮等を促しました。 ・金融機能強化法に基づく「資金交付制度」の活用申請に当たっては、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価を行いました。 ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 また、当該金融機関の新しい経営健全化計画について、4 年 6 月にその内容を公表しました。 ・金融機関を含む地域関係者からの情報収集を通じて、コロナ等の影響も含めた地域経済の実勢・実態把握を進め、調査した結果については『金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート』にて公表しました（4 年 6 月）。 ・地域課題の解決支援については、北海道、奈良県など各地域から寄せられた全国各地での地域課題に対して、地域の産学官金等の関係者とともに、具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めました。 ・また、金融庁と各省庁が連携して国の施策を紹介するとともに、その施策に関心を持つ自治体や金融機関等の担当者が直接対話する場として、「霞が関ダイアログ」を 4 年度においては計 5 回開催し、施策の浸透と新たなネットワーク支援に取り組みました。 ・3 年 3 月、金融庁と環境省が、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的として、「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、4 年度も引き続き、環境省と連携しながら、地域の取組を伴走支援しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	43	67	60	54
		補正予算	3063	1,970	1,062	－
		繰 越 等	▲3055	1,096		
		合　　計	51	3,133		
	執行額（百万円）		39	464		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日公表） ・年度末における事業者等に対する金融の円滑化について（要請）（5 年 3 月 7 日公表） （https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230307yousei.html） 【測定指標②】 ・2022 事務年度金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日公表） ・「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（4 年 6 月 30 日公表） 【測定指標③】 ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（4 年 9 月 22 日、5 年 3 月 3 日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告書（4 年 6 月 17 日、4 年 12 月 23 日公表） ・経営健全化計画の見直し（4 年 6 月 17 日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（4 年 9 月 22 日、5 年 3 月 3 日公表） ・実施計画 （4 年 9 月 22 日公表） 【測定指標④】 ・「経営者保証改革プログラム」の策定について（4 年 12 月 23 日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（4 年 12 月 23 日） ・個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について（4 年 12 月 23 日） ・「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（4 年 11 月 28 日公表） ・年度末における事業者に対する金融の円滑化等について（5 年 3 月 7 日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」における廃業時の保証債務整理に関する参考事例の公表について（4 年 6 月 23 日） ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（4 年 6 月 23 日、4 年 12 月 27 日公表） 【測定指標⑤】 ・「全国企業短期経済観測調査」（第 196 回：5 年 4 月 3 日公表）

担当部局名	監督局 監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

	企画市場局 　信用制度参事官室

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

−令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅱ－1)

施策名	**利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施**
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	**国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること**
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018―「Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0」「データ駆動型社会」への変革―（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日） ・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－（2 年 8 月 5 日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（4 年 6 月 7 日） ・フォローアップ（4 年 6 月 7 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2022（4 年 6 月 7 日） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（4 年度改訂）（4 年 6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4 年 6 月

		22 日） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標						
指標① ［主要］国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況						【達成】
	4 年度目標	①「資産所得倍増プラン」関連の税制改正要望提出・4 年度、②ＮＩＳＡ制度の周知・広報活動の拡充				
	4 年度実績	・家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、ＮＩＳＡの抜本的拡充等について要望し、その結果、ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充･恒久化を行う等の措置が取られることとなりました。 ・つみたてＮＩＳＡの周知・広報について、4 年 7 月に日本経済新聞と連携し、オンラインセミナーを実施、4 年 11 月に内閣府政府広報室と連携し、ラジオ番組、5 年 2 月にはテレビ番組を放送しました。また、「ＮＩＳＡ口座簡単開設動画」や、資産所得倍増プランの意義等を周知・広報するための動画等、各種動画コンテンツを作成しました。その結果、つみたてＮＩＳＡの口座数については、5 年 3 月末時点で約 783 万口座となりました。				
指標② 「金融リテラシー調査」における正誤問題（金融知識・判断力）の正答率						【未達成】
	基準値	実績				目標値
	4 年度	4 年度				7 年度
	55.7%	55.7%				60.0%
指標③ ［主要］最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況						【達成】
	4 年度目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施				
	4 年度実績	・金融庁及び財務局が連携して、金融庁職員による金融経済教育の出張授業を対面及びオンラインにより、計 905 回実施しました。 ・グローバルマネーウィーク、Ｒｅｇｉｏｎａｌ Ｂａｎｋｉｎｇ Ｓｕｍｍｉｔ（Ｒｅ：ｉｎｇ／ＳＵＭ）など、オンラインと対面の両方で、金融経済教育や資産形成に関するイベント開催や、各種メディアと連携した情報発信を行いました。 ・4 年 4 月から実施された新しい学習指導要領の内容を高校の授業の現場で確実に教えられるよう、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を多数実施しました。				
指標④ ［主要］金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況						【達成】

	4年度目標	金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践
	4年度実績	・金融事業者による顧客本位の業務運営の取組を「見える化」し、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、同原則を採択し、原則の項目ごとに自らの取組方針等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」を金融庁ウェブサイトで公表しました（4年5月、9月、5年1月）※「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」の公表は4年9月、5年1月。 ・主要行及び地域銀行を中心に、各金融機関が公表している取組方針等と取組実態に乖離がないかどうかの実態把握を行うとともに、業務改善に資する対話を実施するなど、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました。
指標⑤　利用者の利便を向上させるための取組状況		【達成】
	4年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、4 年度）、②後見制度支援預金等の導入状況、4 年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、4 年度）、④金融機関における旧姓の通称使用への対応状況のフォローアップ
	4年度実績	① 障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（4年10月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ② 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、金融機関及び業界団体との対話を行い、対応の着眼点を整理・公表し、周知徹底されるよう促しました。 ③ 金融機関の外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例等を活用しながら、外国人の金融サービス利用の利便性向上に向けた金融機関の取組を促しました。加えて、金融機関へのモニタリングを通じて、在留期間の把握、帰国時の口座売買等の防止など、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。 ④ 金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的として実施したアンケートの調査結果を踏まえ、旧姓名義による口座開設等について、各金融機関に対し意見交換会において取組を促したほか、アンケートの結果を公表しました。また、

		金融機関における課題等の把握を通じ、取組の促進に向けた対応の検討を行いました。
参考指標		
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数	
	4年度実績	・5年1月に公表した「金融事業者リスト（報告期限：4年10月末）」に掲載されている金融事業者数は、835者
指標②	つみたてＮＩＳＡ、一般ＮＩＳＡ及びジュニアＮＩＳＡの口座数	
	4年度実績	・つみたてＮＩＳＡの口座数は、783万1,060口座 一般ＮＩＳＡの口座数は、1,090万4,260口座 ジュニアＮＩＳＡの口座数は、98万7,296口座

評価結果		
目標達成度合いの測定結果	Ｂ（相当程度進展あり）	
	【判断根拠】	ＮＩＳＡの抜本的拡充等について要望し、その結果、ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化を行う等の措置が取られることとなったほか、つみたてＮＩＳＡの積極的な周知・広報活動を行いました（測定指標①）。 金融リテラシー向上のための取組として、各種メディアと連携した情報発信、指導教材や授業動画を活用した出張授業、教員向けの研修を多数実施しました（測定指標③）。 「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標④）。 さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑤）。 上記の結果のとおり、測定指標②を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、資産所得倍増プランにおける目標の実現等に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「Ｂ」としました。
施策の分析	【必要性】	国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。

	【効率性】　業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。 【有効性】　家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　資産所得倍増プランに基づき、①NISA の積極的な周知・広報活動、②学校や企業における金融経済教育を支援するための取組、③金融事業者における「顧客本位の業務運営」の確立・定着につながる施策について引き続き議論等を行っていきます。 【施策】　国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　国民の安定的な資産形成の促進	
	・安定的な資産形成の促進や、つみたてＮＩＳＡの普及促進に向けて、国民への呼びかけを進めました。その際、雑誌やテレビなどのメディアや金融関係団体、地方自治体と有効に連携し、幅広い層への効果的な情報発信を図りました。 ・5 年度税制改正に向けて、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化をはじめとする「資産所得倍増プラン」関連の要望を行いました。
②　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	
	・金融庁・財務局では、新学習指導要領に対応した授業の円滑な実施を支援するため、教育現場と連携し、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施しました。また、4 年 11 月に策定された「資産所得倍増プラン」の記載や、4 年 12 月に公表した金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言を踏まえ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するため、「金融経済教育推進機構」の設立等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（5 年 3 月）。
③　金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着	

	・金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」を新たに立ち上げた上で、以下の取組を実施しました（4年9月より5回開催）。 〇資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に必要な「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しやルール化に向けて検討を深めました。 〇顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されるよう、デジタルツールを活用した情報提供の充実に向けた制度面の検討を行いました。 〇証券会社等の投資助言業の兼業に係る環境整備の実施とともに、勧誘・助言に関する制度的枠組みについて検討を行いました。 ・4年11月に策定された「資産所得倍増プラン」の記載や、4年12月に公表した金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言を踏まえ、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（5年3月）。 ・顧客に対するコンサルティングやアドバイスを重視する動きが広がる中、4年6月に公表された金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理の提言を踏まえ、証券会社等が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業して適切に「有償」の助言を行うことができるように環境整備を行うため、内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施しました（4年12月）。 ・取組方針等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」「投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」を定期的に更新・公表しました（4年5月、9月、5年1月）。※「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ」の公表は4年9月、5年1月。 ・顧客本位の業務運営に関する金融事業者の具体的な取組が取組方針の中で明確化されているか、営業現場において定着しているかについてモニタリングを行いました。 ・金融事業者において顧客の資産形成に資する販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。 ・地域銀行に対し、リスク性金融商品の販売・管理態勢に関する定性アンケート調査を実施しました。 ・保険会社に対し、外貨建保険の販売等について、募集管理やアフターフォロー等の取組の浸透・定着状況に関するアンケート調査を実施しました（4年11月）。
④　顧客に寄り添った利用者サービス	
	・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底、窓口やウェブサイトでの障がい者向

けのサービスの提供内容の表示・周知を促したほか、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めました。保険会社による障がい者等への対応について、障がい者等の利便性向上に配慮した取組をより一層促す観点から、保険会社向けの総合的な監督指針を改正しました（4 年 11 月）。

・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促すとともに、導入済み金融機関において、利用者がより円滑なサービス提供が受けられるよう各拠点への一層の浸透を促しました。金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知のためオレンジリングドレスアップの取組を実施しました。投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行いました。

・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」等に基づき、以下の取組を実施しました。

- ✓ 金融機関に対して、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促しました。
- ✓ 来日したウクライナ避難民について、金融機関の現場において適切な対応が行われるよう、金融機関に促しました。
- ✓ 外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネーローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促しました。

・金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的として実施したアンケートの調査結果を踏まえ、旧姓名義による口座開設等について、金融機関に係る取組の促進に向けた対応を検討しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	36	39	29	29
		補正予算	10	－	633	－
		繰 越 等	－	－		
		合　　計	46	39		
	執行額（百万円）		21	18		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	・資産所得倍増プラン（4 年 11 月 28 日決定） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（4 年 12 月 9 日公表） ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（5 年 3 月 14 日閣議決定）

担当部局名	総合政策局 　総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 　市場課 監督局 　監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅱ－2)

施策名	**利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施**
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	**金融サービスの利用者の保護が図られること**
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(4 年 8 月 31 日)

測定指標		
指標①　［主要］利用者保護のための制度整備の進捗状況		【達成】
4 年度目標	所要の政令・内閣府令等の整備等	
4 年度実績	・全銀システムへの参加資格拡大に向けて、新たに全銀システムへ接続する資金移動業者へのモニタリングの観点を踏まえた事務ガイドラインの改正に取り組みました。 ・厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（4 年 11 月 28 日公布、5 年 4 月 1 日施行）を踏まえた、資金移動業者への監督上の対応について、	

		事務ガイドラインの改正に取り組みました。
指標②　［主要］預金取扱金融機関における更なる態勢整備		【達成】
	4年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	4年度実績	・3事務年度及び4事務年度の「金融行政方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、引き続き預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。
指標③　［主要］保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
	4年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	4年度実績	・保険会社の経営を取り巻く中長期的な環境やリスクの変化に直面する中、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。 ・対話を通じて、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を促しました。また、財務局と協働し、保険代理店に対するヒアリングを行うことで、保険代理店管理態勢の高度化等を促しました。 ・また、保険契約者からの信頼を確保するため、実効的な営業職員管理態勢の整備を促したほか、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発・募集活動を防止するため、国税庁と連携し、実効性のある商品審査等を行いました。
指標④　［主要］日本郵政グループにおける更なる態勢整備		【達成】
	4年度目標	顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	4年度実績	・新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行いました。
指標⑤　［主要］金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
	4年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	4年度実績	・「金融行政方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。
指標⑥　［主要］前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
	4年度目標	改正資金決済法の施行に向けた事務ガイドラインの改正等を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる

	態勢整備を促すよう指導・監督を行う
4年度実績	・改正資金決済法（公布後 1 年以内施行）の施行に向け、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る政令・内閣府令の改正等に取り組みました。 ・新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、第一種資金移動業の登録及び業務実施計画の認可を行いました。 ・システム障害報告について、前払式支払手段発行者及び資金移動業者と、より効率的なコミュニケーションを図るため、過去の事例を踏まえた障害発生等報告書の記載ポイントを作成しました。 ・利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が更なる態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。

指標⑦　［主要］無登録業者等に対する適切な対応	【達成】
4年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う
4年度実績	・金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 28 件実施しました。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた 2 件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・金融庁による公表内容や詐欺的な投資勧誘等に関する注意喚起について、関係機関とも連携してＴｗｉｔｔｅｒにおいて情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行いました。

指標⑧　相談室相談員の研修受講状況			【達成】
基準値	実績		目標値
3年度	4年度		4年度
5回	5回		5回

指標⑨　金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			【達成】
基準値	実績		目標値
3年度	4年度		4年度
2回	2回		2回

・金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務実施状況及び、「ＡＤＲ機関からのフィードバックを受けた金融機関側の対応状況」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。

指標⑩　多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況	【達成】
4年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う
4年度実績	・相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、関係機関を通じて配布しました。

指標⑪　財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施	【達成】
4年度目標	各財務局において実施
4年度実績	・多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。

指標⑫　ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況	【達成】
4年度目標	連携強化に向けた取組を行う
4年度実績	・多重債務相談窓口が精神保健福祉センター等の専門機関と連携する際の留意点等を整理した対応マニュアルを、研修等を通じ多重債務相談員に対し周知し、その活用を促しました。

指標⑬　インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	【達成】
4年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う
4年度実績	・偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（4年11月）。 ・フィッシング詐欺による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行いました。

指標⑭　不正利用口座への対応状況	【達成】
4年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施
4年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、金融機関において、4年度に694件の利用停止、137件の強制解約等の措置が行われたことを確認しました（3年度：利用停止335件、強制解約37件）。

指標⑮　振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	【達成】
4年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す
4年度実績	・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金

	額について、4 年度は約 17 億円となっています。

指標⑯　暗号資産交換業者における態勢整備	【達成】
4 年度目標	暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る
4 年度実績	・暗号資産交換業者については、機動的かつ深度あるモニタリングを実施し、利用者保護の観点から、ガバナンスや内部管理態勢等を重点的に検証するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を図りました。

参考指標	
指標①　各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞	
4 年度実績	・苦情処理手続受付件数 7,277 件、紛争解決手続受付件数 1,143 件（4 年度） ・苦情処理手続受付件数 6,071 件、紛争解決手続受付件数 1,075 件（3 年度）
指標②　無届募集等の件数	
4 年度実績	・8 件（3 年度：6 件）
指標③　金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数	
4 年度実績	・4 年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、48,507 件です（3 年度の受付件数は、41,692 件）。
指標④　財務局及び地方自治体における多重債務相談件数	
4 年度実績	・財務局及び地方自治体の 4 年の相談件数の合計は約 2 万 8 千件です。
指標⑤　金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数	
4 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、4 年度に 873 件の情報提供を行いました（3 年度：407 件）。
指標⑥　インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況＜件数・金額＞	
4 年度実績	・各類型による被害発生状況は以下のとおりです（5 年 3 月末時点）。 ① 偽造キャッシュカード：48 件、38 百万円 （3 年度：25 件、43 百万円） ② 盗難キャッシュカード：10,532 件、8,326 百万円 （3 年度：9,609 件、7,632 百万円） ③ 盗難通帳：13 件、11 百万円 （3 年度：30 件、33 百万円） ④ インターネットバンキング：2,006 件、2,825 百万円 （3 年度：408 件、1,142 百万円） ⑤ 連携サービス：520 件、75 百万円

	（3 年度：441 件、50 百万円）
指標⑦	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料
4 年度実績	・約 205 億円（被害者への返金額（4 年度末までの累計））（3 年度末：約 188 億円）
指標⑧	特殊詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料
4 年実績	・4 年の特殊詐欺の被害は、17,520 件、約 361.4 億円（3 年：14,498 件、約 282 億円）。
指標⑨	無登録業者等に係る裁判所への申立て件数
4 年度実績	・2 件（3 年度：1 件）
指標⑩	無登録業者に係る警告書の発出・公表
4 年度実績	・28 件（3 年度：17 件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	**B（相当程度進展あり）**
	【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標⑤）や新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行う（測定指標④）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 そのほか無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑦）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。 上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があることから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	**【必要性】** 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 **【効率性】** 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めるこ

	とができています。 【有効性】　利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。 また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。 【施策】　利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	
	・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営を促す観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。 ・預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促しました。 ・保険会社については、対話を通じて、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進や保険代理店管理態勢の高度化等を促しました。また、保険契約者

	からの信頼を確保するため、実効的な営業職員管理態勢の整備を促したほか、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発・募集活動を防止するため、国税庁と連携し、実効性のある商品審査等を行いました。 ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行いました。 ・少額短期保険業者については、財務の健全性や業務の適切性に関する問題を早期に把握し適切な対応を行うため、財務局と連携し、モニタリング方法の見直し案を取りまとめました。 ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。 ・貸金業者については、貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、個々の事業者を指導・監督しました。 ・資金移動業者については、新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、既存の種別も含め、登録審査及び業務実施計画の認可審査に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。前払式支払手段発行者については、改正資金決済法（公布後 1 年以内施行）の施行に向け、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る政令・内閣府令の改正等に取り組みました。また、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行って、全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めました。 ・資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大に向けて、新たに全銀システムへ接続する事業者へのモニタリングの観点を踏まえた事務ガイドラインの改正に取り組みました。 ・暗号資産交換業者については、機動的かつ深度あるモニタリングを実施し、利用者保護の観点から、ガバナンスや内部管理態勢等を重点的に検証するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を図りました。
② 利用者保護のための制度・環境整備	
	・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携しました。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行いました。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、無届けで募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・

	相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、電話受付時間外での質問等への対応ができるよう、人工知能が応答する「ＡＩチャットボット」サービスを導入しました。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。 ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関のデジタル手続やオンラインの活用も含めた業務規程改定などを行い、利用者利便に一層資する取組を促しました。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ＡＤＲ連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。 ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。 ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めました。 ・貸金業の利用者についての実態把握を行いました。 ・多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種の取組を進めた。とりわけ、近年広がりを見せている様々な形態の取引（ＳＮＳ個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を行いました。 ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、ＳＮＳ等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を行いました。 ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図りました。 ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移しています。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促しました。 また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信

	憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、また、広報活動等を通じて、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	40	33	27	26
		補正予算	－	－	－	－
		繰越等	－	－		
		合　計	40	33		
	執行額（百万円）		23	24		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（4年10月7日公表） ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（5年3月31日公表） 【測定指標②】 ・「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」（3年8月31日公表） ・「2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ」（4年8月31日公表） 【測定指標③】 ・「2022事務年度金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」（4年8月31日公表） ・「2022年 保険モニタリングレポート」（4年9月30日公表） （https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220930/20220930.html） 【測定指標⑤】 ・「2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」（4年8月31日公表） 【測定指標⑥】 ・4年資金決済法改正に係る内閣府令案等（資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分）の公表について（4年10月5日公表） ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の公表について（5年2月3日公表） 【測定指標⑦】

	・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html) 【測定指標⑨】 ・第 62 回金融トラブル連絡調整協議会資料（4 年 6 月 13 日公表） ・第 63 回金融トラブル連絡調整協議会資料（5 年 1 月 6 日公表） 【測定指標⑫】 ・改訂「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（4 年 3 月 25 日閣議決定） ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（2 年 3 月 31 日公表） 【測定指標⑬】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」(5 年 3 月 31 日公表) (https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230331.html) ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（4 年 3 月末）について」（4 年 11 月 10 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221110/20221110.html) 【測定指標⑭】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（4 年 5 月 27 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220527.html) 【測定指標⑯】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（5 年 3 月 24 日公表）

担当部局名	監督局 監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 　調査室、信用制度参事官室、企業開示課 総合政策局 リスク分析総括課、フィンテック参事官室、貸金業室、金融トラブル解決制度推進室 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課、開示検査課

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅲ－1)

施策名	**世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備**
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	**市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること**
目標設定の考え方・根拠	我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現するために、資産形成を支えるインベストメント・チェーンの各参加者が期待される役割を十分に発揮する必要がある。具体的には、年金基金等のアセットオーナーや資産運用会社に対して投資リターンの安定的な向上に向けた資産運用の高度化を促していく。また、スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給を促すために資本市場の機能強化を図るとともに、企業の持続的な価値創造の基盤となる人的資本をはじめとして非財務情報の開示を充実する。 【根拠】 ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日） ・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日） ・「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2 年 3 月 24 日再改訂） ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2 年 12 月 8 日閣議決定) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2 年 12 月 23 日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（3 年 6 月 2 日） ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（3 年 6 月 11 日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（3 年 6 月 11 日改訂） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年 6 月 18 日） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」（4 年 6 月 7 日閣

		議決定） ・「規制改革実施計画」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・「フォローアップ」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月 13 日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（4 年 6 月 17 日改訂） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4 年 6 月 22 日） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況		【達成】
	4 年度目標	取締役会の一層の機能発揮、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等の観点からコーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行うとともに、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組として、有価証券報告書において、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実を図る
	4 年度実績	・コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促しました。 ・コーポレートガバナンス改革のフォローアップの一環として、委託調査「機関投資家等のスチュワードシップ活動に関する実態調査」を実施しました。その委託調査において、136 社の機関投資家からアンケートの回答を得、16 社の機関投資家にヒアリングを実施しました。 ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けて、海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞き検討を行う場（ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム）を設け、改革を実質面で推し進めるための方策の検討を進めました。 ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を進め、金融審議会に諮問を行いました（5 年 3 月）。 ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月公表）の提言を受け、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記

		載欄」の新設や人的資本への投資等に関する開示、取締役会等の活動状況等に関する開示を求める内閣府令の改正を行いました（5年1月）。 ・人的資本等のサステナビリティ開示及びコーポレートガバナンスに関する開示の充実を図る観点から、サステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、公表しました（5年1月公表、同年3月最終更新）。
指標②　［主要］資産運用業の高度化に向けた取組の状況		【達成】
	4年度目標	資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む
	4年度実績	・資産運用会社やグループ親会社との間で対話を実施することを通じ、運用力強化に向けた業務運営態勢等の確立を促進しました。また、国内公募投信等のパフォーマンスやコストの分布状況や関連する課題を公表することにより、運用パフォーマンスの「見える化」を進めました。
指標③　［主要］「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況		【達成】
	4年度目標	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応
	4年度実績	・「拠点開設サポートオフィス」について、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、4年度は165件の相談を受け付け、業登録が13件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を1件受理しました（4年4月～5年3月）。
指標④　海外プロモーション活動等の取組状況		【達成】
	4年度目標	国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う
	4年度実績	・国際金融センター関連施策や日本での拠点開設・生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についても、引き続き分かりやすく発信するよう努めました。特に、海外資産運用業者等の我が国で想定される業務ごとに、よりきめ細かい情報発信を行っていく観点から、国際金融センターの特設ウェブサイトの改修を行いました（5年3月）。また、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行いました。 ・これまでコロナで難しかった海外出張を行い、現地金融事業者との面会やイベントでの登壇等、プロモーション活動を実施しました。
指標⑤　市場機能強化に向けての施策の取組状況		【達成】
	4年度目標	投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備や新規公開（ＩＰＯ）プロセスの見直しといったスタートアップ等の成長に資する取組、私設取引システム（ＰＴＳ）における売買高上限の緩和や非上場有価証券等取り扱う場合の適切性の確保など市場インフラの機能向上に資する制度整備の検討など
	4年度実績	・3年度から議論を継続し、4年4月～同年6月までに金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計3回開催し、家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラ機能の向上」、「成長資金の円滑な供給」について検討を進め、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整

		理を公表しました（4年6月）。 ・4年9月～同年12月にかけて、引き続き「市場制度ワーキング・グループ」を計4回開催し、上場株式等について、金融商品取引所とＰＴＳによる適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係るＰＴＳの売買高上限の緩和、不公正取引への対応や取引情報の公表等の具体的な制度のあり方について検討し、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理を公表しました（4年12月）。 ・上記の報告を踏まえ、ＩＰＯプロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう、5年3月に「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。また、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直しについて、政令改正に向けた検討を開始しました。 ・5年3月、投資信託協会は、投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備について、検討結果を取りまとめた資料を公表しました。
指標⑥	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	【達成】
	4年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す
	4年度実績	・財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。 ・4年6月、清算機関、振替機関等については、ＦＭＩ原則等に係る近時の議論も踏まえ、危機発生時における意思決定の体制の明確化を求める等の監督指針の改正を実施しました。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、4年8月に内閣府令の改正を行うとともに、報告項目の定義等について明確化を図るため、同年12月にガイドラインを策定しました。 ・外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加しました。 ・4年6月、日本証券クリアリング機構は、上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の見直しについて制度要綱を公表しました。
指標⑦	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	【達成】
	4年度目標	特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関及びＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組のフォローアップなど
	4年度実績	・ＴＯＲＦについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組をフォローアップしました。ＴＩＢＯＲについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による取組をフォローアップしました。特に、ＴＩＢＯＲの頑健性等向

		上の観点から、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が５年３月に公表した「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しするとともに、金融商品取引法に基づいて、同年３月に関連する業務規程の変更を認可しました。また、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関において６年12月末目途での廃止が検討されているユーロ円ＴＩＢＯＲについて、運営機関における取組をフォローアップしました。特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの欧州域内利用に関して、欧州ベンチマーク規制の第三国指標規定に係る市中協議（4年5～8月に意見募集実施）の結果を踏まえて制度設計を再検討中の欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。
参考指標		
指標①	指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）	
	４年度実績	・指名委員会 83.6%（4年7月時点）（3年度 66.3%※（3年7月時点）） ・報酬委員会 85.5%（4年7月時点）（3年度 70.3%※（3年7月時点）） ※3年度は、東京証券取引所市場第一部における設置状況。
指標②	独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）	
	４年度実績	・92.1%（4年7月時点）（3年度 72.8%※（3年7月時点）） ※3年度は、東京証券取引所市場第一部における選任状況。
指標③	中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場）	
	４年度実績	・中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況の開示を求めるコーポレートガバナンス・コード補充原則2-4①のコンプライ率72.9%（4年7月時点）（3年度 66.8% ※（3年12月時点）） ※3年度は、東京証券取引所市場第一部におけるコンプライ率。
指標④	買収防衛策の状況	
	４年度実績	・国内機関投資家の買収防衛反対率 79.9%（4年6月時点）（3年度 84.5%（3年6月時点））
指標⑤	スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）	
	４年度実績	・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数323機関（5年3月時点）（3年度 323機関（4年3月時点）） ・個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）124機関（5年3月時点）（3年度 129機関（4年3月時点））

評価結果	
目標達成度合い	Ａ（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】	引き続きコーポレートガバナンス改革に関する周知・広報活動等を通じて企業の取組を促したほか、改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を進め、金融審議会に諮問を行いました（5年3月）。また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4年6月公表）の提言を受け、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」の新設や人的資本への投資等に関する開示、取締役会等の活動状況を求める内閣府令の改正を行い（5年1月）、人的資本等のサステナビリティ開示及びコーポレートガバナンスに関する開示の充実を図る観点から、サステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、公表しました（同年1月公表、同年3月最終更新）（測定指標①）。 資産運用会社等との間での対話を通じて、取組の状況を検証することで、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や運用パフォーマンスの「見える化」を図りました（測定指標②）。 拠点開設サポートオフィスで受け付けた相談に適切に対応しました（測定指標③）。 セミナーｄ等イベントへの参加や海外出張先でのプロモーション、ウェブサイトの掲載情報の拡充等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標④）。 市場機能強化に向けて、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において検討が行われ、4年6月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理が公表されました。また、同年12月には金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理が公表されました。「市場制度ワーキング・グループ」での検討結果を踏まえた法令・制度の整備を推進しました（測定指標⑤）。 財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。また、清算機関、振替機関等については、ＦＭＩ原則等に係る近時の議論も踏まえ、危機発生時における意思決定の体制の明確化等を図るため、4年6月に監督指針の改正を実施しました（測定指標⑥）。 特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関及びＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組をフォローアッ

		プしました。特に、ＴＩＢＯＲの頑健性等向上の観点から、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が5年3月に公表した「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押ししました。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました（測定指標⑦）。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「Ａ」としました。
施策の分析	【必要性】	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、成長資金供給の円滑化・市場機能強化に向けた所要の制度整備を進めること、また、清算機関・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性確保、市場利便性の向上を促進していくことが必要です。
	【効率性】	コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組については、委託調査の実施や海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞き検討を行う場（ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム）を設けたことにより、効率的・効果的に進めることができました。
	【有効性】	成長資金の円滑化に向けた法令・制度の整備や非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直し等は、多様な資金調達手段等の提供等を通じた我が国資本市場の一層の機能発揮に資するため、施策としての有効性が認められます。 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組は、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保に資するため、施策としての有効性が認められます。 ＴＩＢＯＲについては、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が５年３月に公表した「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた当庁アナウンスを公表することで、金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しし、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による頑健性等向上に向けた着実な取組を効果的に促すことができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】	これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行い、引き続きコーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組を進める必要があります。 また、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の

	向上に向けて、投資者保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めてまいります。加えて、市場の国際競争力を高めるため、デジタル・トークン等多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討してまいります。 **【 施 策 】** 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①～⑦までに係る取組を進めていきます。 **【測定指標】** 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	
	・コーポレートガバナンス改革の実質化に向け、以下の取組を行いました。 -コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携等を促しました。 -コーポレートガバナンス改革のフォローアップの一環として、委託調査「機関投資家等のスチュワードシップ活動に関する実態調査」を実施した。その委託調査において、136 社の機関投資家からアンケートの回答を得、16 社の機関投資家にヒアリングを実施しました。 -海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞き検討を行う場（ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム）を設け、改革を実質面で推し進めるための方策の検討を進めました。 -コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を進め、金融審議会に諮問を行いました（5 年 3 月）。 ・有価証券報告書に人材育成方針や社内環境整備方針、これらの方針と整合的で測定可能な指標・目標、男女間賃金格差、女性管理職比率、取締役会等の活動状況等を開示項目とするため、また、コーポレートガバナンスに係る開示の充実のため、内閣府令の改正を行いました(5 年 1 月)。 ・有価証券報告書等の記述情報の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示について、「記述情報の開示の好事例集」を改訂しました（5 年 1 月、同年 3 月最終更新）。加えて、開示の充実を図る観点から、企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施しました（4 年 4 月～5 年 3 月）。
② 資産運用業の高度化	

	・ガバナンス機能の強化に向けた取組が、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているか等の観点で各社との対話を継続的に実施しました。 ・上記の対話等を通じて判明した課題や、資産運用業の現状の整理などについて、「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」として取りまとめました（4 年 5 月）。 ・インベストメント・チェーンの機能向上を図るために、企業年金等のオルタナティブ運用など、機関投資家（アセットオーナー）の運用高度化に向けた取組や運用手法について、アセットオーナーやアセットマネージャー、有識者等からのヒアリングを通じ、調査・分析を行いました。 ・多様なアセットオーナー、アセットマネージャー、所管省庁、有識者、国際機関等が相互に連携し、保有・受託資産の持続的増大を図っていくための対話が行われることを促すため、関係者との面会やイベントでの登壇等、プロモーション活動を実施しました。
③　国際金融機能の確立	
	・日本に参入する海外の資産運用会社等が行う第二種金融商品取引業のうち一定の要件を満たすものについて、英語での登録申請書等の提出を認めるため、告示の改正を行いました（4年10月）。 ・拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、業登録が13件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を1件受理しました（4年4月～5年3月）。 ・縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録及び届出に係る支援が6件完了しました（4年4月～5年3月）。 ・投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」につき、第二種金融商品取引業者への英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂（4年10月）を行いました。 ・国際金融センター関連施策や日本での拠点開設・生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についても、引き続き分かりやすく発信するよう努めました。特に、海外資産運用業者等の我が国で想定される業務ごとに、よりきめ細かい情報発信を行っていく観点から、国際金融センターの特設ウェブサイトの改修を行いました（5年3月）。また、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行いました。 ・これまでコロナで難しかった海外出張を行い、現地金融事業者との面会やイベントでの登壇等、プロモーション活動を実施しました。
④　市場の機能強化に向けた環境整備	
	・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理の内容を踏まえ、

	非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直しについて検討を行い、5年4月に政令改正に向けたパブリックコメントを実施することとしました。また、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5年4月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとしました。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3年6月）において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、新たに「年収・職業経験・保有資格・取引頻度」といった要素を勘案することが適当である旨が示されたことを受けて、同要件の弾力化に係る内閣府令等の改正を行いました（4年7月施行）。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理（4年12月）の内容を踏まえ、ＩＰＯプロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（5年3月）。 ・日本証券業協会は、ＩＰＯプロセスの見直しについて、5年2月、公正な価格発見機能や新規上場企業及び投資家の納得感の向上に向け、自主規制規則の改正を行いました。 ・東京証券取引所は、スタートアップにおける新規上場手段の多様化を図る観点から、企業特性に合わせた上場審査の円滑化（4年12月）やダイレクトリスティングの制度の導入（5年3月）等、所要の環境整備を行いました。 ・東京証券取引所は、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を4年7月より9回開催しました。5年1月、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等を含む論点整理が行われ、今後の東京証券取引所としての取組等について、制度要綱を公表しました。 ・投資信託協会は、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4年6月）の内容を踏まえ、投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備について検討を行い、5年3月、検討結果を取りまとめた資料を公表しました。 ・東京証券取引所は、6年度後半のシステム更新時を目途として、立会時間の30分延伸を実現するため、幅広い市場関係者への説明会の開催や、業界横断的な対応の検討を進めました。 ・「市場制度ワーキング・グループ」において、上場株式等について、金融商品取引所とＰＴＳによる適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係るＰＴＳの売買高上限の緩和、不公正取引への対応や取引情報の公表等の具体的な制度のあり方について検討され、4年12月に金融審議会「市場制度ワーキング・

	グループ」第二次中間整理として公表しました。 ・「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資者保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うＰＴＳの認可審査やＰＴＳが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5 年 4 月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとしました。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年 6 月）において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等と弊害防止措置の実効性強化について方針が示されたことを受けて、内閣府令等の改正を行いました（4 年 6 月施行）。 ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けて、関係省庁・業界団体等と連携して、ヘルスケア事業者向けのオンラインセミナーを共同開催し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
⑤　市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	
	・財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。 ・清算機関、振替機関等については、ＦＭＩ原則等に係る近時の議論も踏まえ、4 年 6 月に危機発生時における意思決定の体制の明確化を求める等の監督指針の改正を実施しました。 ・外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加しました。 ・4 年 6 月、日本証券クリアリング機構は、上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の見直しについて制度要綱を公表しました。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、4 年 8 月に内閣府令の改正を行うとともに、報告項目の定義等について明確化を図るため、4 年 12 月にガイドラインを策定しました。
⑥　金融指標の頑健性・透明性の維持・向上	
	・ＴＯＲＦについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組をフォローアップしました。 ・ＴＩＢＯＲについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による取組をフォローアップしました。特に、ＴＩＢＯＲの頑健性等向上の観点から、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が 5 年 3 月に公表した「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しするとともに、金融商品取引法に基づいて、同年 3 月に関連する業務規程の変更を認可しました。また、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関において 6 年 12 月末目途での廃止が検討されているユーロ円ＴＩＢＯＲについて、運営機関における取組をフォローアップしまし

	た。 ・特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの欧州域内利用に関して、欧州ベンチマーク規制の第三国指標規定に係る市中協議（4 年 5～8 月に意見募集実施）の結果を踏まえて制度設計を再検討中の欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	107	177	187	152
		補正予算	175	101	107	－
		繰 越 等	▲188	75		
		合　　計	95	353		
	執行額（百万円）		75	238		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所 4 年 8 月 3 日公表） ・「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2022 年 7 月 14 日時点）」（東京証券取引所 4 年 8 月 3 日公表） ・「プラットフォーム参加株主の議案別賛否動向」（株式会社 ＩＣＪ） ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（5 年 3 月 31 日時点） ・「記述情報の開示の好事例集 2022」（5 年 1 月 31 日公表、同年 3 月 24 日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html 【測定指標⑤】 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4 年 6 月 22 日公表） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理（4 年 12 月 21 日公表） ・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」（5 年 3 月 14 日閣議決定） ・「投資信託への非上場株式の組入れに関する検討の方向性について」（投資信託協会 5 年 3 月 31 日公表） 【測定指標⑥】 ・「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に

	対するパブリックコメントの結果等について（4年6月17日公表） ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（4年8月5日公表） ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第４条第１項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（4年12月9日公表） ・先物・オプション取引への新証拠金計算方式（VaR方式）の導入に関する対応概要について（日本証券クリアリング機構4年6月30日公表） 【測定指標⑦】 ・ＴＯＲＦの運営態勢の定期的な見直し結果について（株式会社ＱＵＩＣＫベンチマークス　4年4月15日公表） ・全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」結果の公表について（5年3月16日公表） ・全銀協ＴＩＢＯＲの運営態勢の定期的な見直し結果について（一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関　5年3月27日公表）

担当部局名	企画市場局 　市場課、企業開示課 総合政策局 　総合政策課、リスク分析総括課 監督局 　銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 　証券検査課

政策評価実施時期	令和5年6月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅲ－2)

施策名		**企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施**
	施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標		**企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること**
	目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成 25 年 6 月 19 日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28 年 3 月 8 日、令和 3 年 11 月 12 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日、4 年 6 月 13 日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(30 年 7 月 5 日) ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（3 年 11 月 19 日） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(4 年 6 月 7 日閣議決定) ・「フォローアップ」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・2022 事務年度金融行政方針　～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日、4 年 6 月 13 日）を踏まえた取組の促進		【達成】
	4 年度目標	企業情報の開示の充実に向けた取組の実施
	4 年度実績	・ルールへの形式的な対応に留まらない記述情報の開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表しま

		した（5年1月公表、同年3月最終更新）。 ・有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業や公認会計士等に対する、セミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（4年4月～5年3月）。

指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
4年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
4年度実績	・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成・提出に際して留意すべき事項について公表しました（5年3月）。 ・有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、9件の課徴金納付命令の決定を行いました。 ・有価証券報告書の提出期限の延長、有価証券届出書等の発行開示書類の審査、無届募集の疑い等に応じ、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、実態把握を行い、開示書類の適時適切な提出を慫慂しました。	

指標③	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）			【達成】
	基準値	実績		目標値
	3年度	4年度		4年度
	100%	100%		99.9%以上

指標④	［主要］我が国において使用される会計基準の品質向上	【達成】
4年度目標	ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	
4年度実績	・関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会（4年9月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。 ｉ）ＩＦＲＳ 任意適用企業の拡大促進 ・ＩＦＲＳ 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、4年度末時点で273社（3年度末265社）、全上場企業の時価総額の45.5%（3年度末45.4%）まで増加しました。 ⅱ）ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化 ・ＩＦＲＳの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、国際会議の場で意見発信等を行っています。また、ＡＳＢＪは、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）が公表した公開草案「国際的な税制改革―第2の柱モデルルール（第12号の修正案）」に対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントを提出しました（5年3月）。 ⅲ）日本基準の高品質化	

		・ＡＳＢＪは、当事業年度の所得等に対する法人税等に関する取扱いを定めた「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を公表しました（4年10月）。 ・金融庁では、ＡＳＢＪにおいて改正を公表した「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」を踏まえ、内閣府令を改正しました（5年3月）。 ⅳ）国際的な会計人材の育成 ・財務会計基準機構（ＦＡＳＦ）及び日本公認会計士協会が中心となり、国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワークの登録者等を対象に、ＩＡＳＢセミナー「ＩＦＲＳ会計基準を巡る最新動向」（5年2月）を開催しました。これまでの取組等により、5年3月時点で登録者数は1477名（4年3月1,298名）まで増加しました。
指標⑤ ［主要］適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況		【達成】
	4年度目標	適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
	4年度実績	・上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行いました（5年1月）。 ・改正公認会計士法に伴う内閣府令の改正により、上場会社等の監査を担う監査法人に対し、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿った業務管理体制や、充実した情報開示を行う体制が義務づけられたことに伴い、監査法人のガバナンス・コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会を開催し、監査法人のガバナンス・コードの改訂を行いました（5年3月）。 ・「株式新規上場（ＩＰＯ）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップしました（5年3月）。 ・暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けて、日本公認会計士協会において、「Ｗｅｂ3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」を設置（金融庁もオブザーバーとして参加）し、公認会計士・監査法人による監査を受けられるような環境整備を進めていくために必要なガイドラインの策定等に向けて議論を後押ししました（5年3月）。 ・「監査上の主要な検討事項」に関する実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）の特徴的な事例と記載のポイント2022」の公表を行いました（5年2月）。 ・4年10月から企業会計審議会内部統制部会を開催し、財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制基準・実施基準の

		見直しについて議論を行い、「内部統制基準・実施基準の改訂について（公開草案）」を公表しました（4 年 12 月）。パブリックコメントの結果を踏まえ、所要の改正を行い、企業会計審議会において「内部統制基準・実施基準の改訂に関する意見書」を公表する予定です。 ・ＩＦＩＡＲの組織運営に責任を有する副議長国及び代表理事国として、グローバルな監査品質の向上に貢献するため、新規課題全般に関してＩＦＩＡＲ内で機動的に意見交換できるよう議論を牽引しました。また、更なる加盟国の拡大に向けて、参加要件を緩和した準会員資格の創設やアジア諸国をはじめとするＩＦＩＡＲ未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました。ＥＳＧ情報の開示・保証への関心の高まりを踏まえ、タスクフォースの設立を含めたＩＦＩＡＲ内の検討に積極的に貢献しました。 ・副議長国として、6 大監査法人ネットワークＣＥＯとの監査を取り巻く環境変化や監査の品質管理に関する対話を含む、各種ステークホルダーとの対話等にＩＦＩＡＲを代表して参加しました。 ・ＩＦＩＡＲの加盟当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加するとともに、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードするなどＩＦＩＡＲの活動に貢献しました。 ・東京にあるＩＦＩＡＲ事務局のホスト国として、その円滑な運営のために必要な支援を引き続き行ったほか、4 年 7 月、日本ＩＦＩＡＲネットワーク総会を主催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者との意見交換を行うとともに、講演・寄稿等を通じ、ＩＦＩＡＲにおける活動について国内への還元を行いました。 ・日本の監査監督当局として、ＩＦＩＡＲ加盟国・地域を含む各法域の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、ＩＦＩＡＲ及び 2 国間の連携により得られた情報を国内の監査法人等へのモニタリングに活用しました。

指標⑥	［主要］公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
	4 年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施
	4 年度実績	・日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して検査又は報告徴収を行いました。 ・大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、継続的な報告徴収を実施したほか、中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善計画の実施状況等を検証するための報告徴収を実施しました（4 年度における中小規模監査事務所に対する報告徴収件数は 55 件）。また、検査での指摘事項の改善状況を確認するための報告徴収も実施しました。

	・7 先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた 4 先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。 ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメントや業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスク、収益認識、会計上の見積り等に係る監査手続の実施状況等について検証を行ったほか、改訂品質管理基準に基づく品質管理システムの導入に向けた監査法人等における準備・対応状況を重点的に確認しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・報告徴収及び検査の実施に当たっては、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。また、改訂品質管理基準の適用や、改正公認会計士法の施行に向けて、報告徴収及び検査の内容等について検討を進めました。 ・モニタリング結果や監査事務所の状況については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ、4 年 7 月に公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。 ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行いました。

指標⑦　優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	【達成】
4 年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
4 年度実績	・公認会計士試験の運営において、引き続きコロナや自然災害に留意し、マスク着用の要請、試験場入場時の検温、試験室の換気、感染が疑われる受験者の別室での受験等の対策及び試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定した試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等を検討しました。また、受験者の利便性向上のため、書面での申請のみとなっている一部の手続について、オンラインでの申請が可能となるよう、6 年度のシステム更改に向けた検討・準備を進めました。 ・受験者の増加・裾野拡大のための広報活動として、引き続き 15 の大学において講演会を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成しました。

指標⑧　国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワークの登録者数	【達成】
4 年度目標	国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進

4年度実績	・国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク登録者数1477名（5年3月時点）（3年度 1,298名（4年3月時点））
参考指標	
指標①　課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞	
4年度実績	・有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、9件の課徴金納付命令の決定を行いました。
指標②　開示書類の提出会社数（内国会社）	
4年度実績	・4,594社（3年度 4,548社）
指標③　有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数	
4年度実績	・38,082件（3年度 38,969件）
指標④d　ＥＤＩＮＥＴのアクセス件数（ＡＰＩ経由のアクセス件数を含む）	
4年度実績	・30,269千件/月（3年度 29,991千件/月）
指標⑤　ＥＤＩＮＥＴの利用者の利便性向上のための取組の実施状況＜内容＞	
4年度実績	・ＥＤＩＮＥＴのシステム再構築について、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、5年1月にシステム更改を行いました。システム更改に当たっては、利用者の利便性向上のため、ＥＤＩＮＥＴで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行いました。 ・更改後のシステムの運用及び保守については、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めたとともに、一般に新システムの稼働初期においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行いました。
指標⑥　ＩＦＲＳの任意適用企業数及びその時価総額の割合	
4年度実績	・ＩＦＲＳ任意適用企業数273社（3年度末265社） ・全上場企業の時価総額の割合45.5%（3年度末45.4%）
指標⑦　公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞	
4年度実績	・監査法人に対する処分4件（3年度1件） ・公認会計士に対する懲戒処分22件（3年度9件）
指標⑧　監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞	
4年度実績	・検査件数7件（3年度11件） ・勧告件数4件（3年度1件）
指標⑨　公認会計士試験の出願者数	
4年度実績	・18,789人（3年度14,192人）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	Ａ（目標達成）
	【判断根拠】　金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大（測定指標④）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や監査法人のガバナンス・コードの改訂、ＩＦＩＡＲ への積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化（測定指標⑤）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。 更に、監査法人等に対する適切な検査・監督（測定指標⑥）、優秀な会計人材確保に向けた取組（測定指標⑦）を実施しました。 ＥＤＩＮＥＴの稼働率（測定指標③）については、目標値である99.9%以上を確保しました。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「Ａ」としました。
施策の分析	【必要性】　投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】　企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。
	【有効性】　ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表しました（5年1月公表、5年3月最終更新）。加えて、企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（4年4月～5年3月）。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。 また、公認会計士・監査審査会において、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、加えて、検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行い、金融庁にお

	いて、当該勧告を踏まえた処分等を行ったことは、監査法人等自らによる監査の品質の確保・向上を促す観点から、有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。 【 施 策 】　企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。 　また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】　全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	
	・サステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）の法令上の位置づけや、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所規則の四半期決算短信に一本化するための具体策について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、幅広く関係者の意見を聞きながら検討し、報告書を公表しました。（4 年 12 月） ・金融商品取引法上の四半期報告書（第 1・第 3 四半期）の廃止等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（5 年 3 月）。 ・国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、ＳＳＢＪ等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。 ・具体的には、4 年 7 月に、ＩＳＳＢが公表したサステナビリティ開示基準の公開草案に対し、ＳＳＢＪにおいて我が国の投資家や企業等の要望を踏まえて意見を集約し、ＩＳＳＢに対してコメントレターを提出しました。 ・また、ＩＳＳＢが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ＩＳＳＢにより 4 年 4 月に設立された各法域作業グループ（ＪＷＧ）の会合に、金融庁として初回の 4 年 7 月以降毎回出席し、ＩＳＳＢによる開示基準の策定の動きに対して我が国の意見を発信しました。 ・4 年度当初予算において、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託する事業を行いました。 ・4 年度補正予算において、人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ＩＳＳＢが高品質なサステナビリティ開示基

準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府から国際会計基準（ＩＦＲＳ）財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援しました。

・4 年度補正予算において、国内外から官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、人的資本等のサステナビリティ開示に関する日本の取組について意見発信するとともに、ＩＳＳＢが今後取り上げるべきアジェンダについての議論を行い、国際的な議論の形成に貢献しました。

・気候変動関連や人的資本を含むサステナビリティ情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集」を改訂しました（5 年 1 月公表、同年 3 月最終公表）。

・気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）コンソーシアム等の活動を通じ、ＴＣＦＤ開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信しました。

② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保

・外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、根拠となる法令やガイドライン等を示しつつ、適正な情報を迅速に回答しました。

・有価証券報告書レビューでは、法令改正関係審査として、「収益認識に関する会計基準」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正事項及び重点テーマ審査として、「収益認識に関する会計基準」の審査を行い、その審査結果及び留意すべき事項を金融庁ウェブサイト等において公表しました（5 年 3 月）。

・無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集の疑いがあることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。

・上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができました。

・有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、9 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

（単位：件）

区分	2 年度	3 年度	4 年度
課徴金納付命令件数	8	6	9

（出所）総合政策局総務課審判手続室調

③ ＥＤＩＮＥＴの整備

・ＥＤＩＮＥＴについては、システムの安定運用に努めるとともに、4 年度は、システムの再構築に関して、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、5 年 1 月にシステム更改を行いました。システム更

	改に当たっては、利用者の利便性向上のため、ＥＤＩＮＥＴで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行いました。 ・また、更改後のシステムの運用及び保守については、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めたとともに、一般に新システムの稼働初期においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行いました。 ・このような中、ＥＤＩＮＥＴの稼働率は目標値である 99.9%以上を達成したほか、インターネットを通じたＥＤＩＮＥＴ情報公開サイトへのアクセス件数（ＡＰＩ経由のアクセス件数を含む。）等は、前年度と同程度でした。 ・こうした取組により、ＥＤＩＮＥＴによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。
④　我が国において使用される会計基準の品質向上	
	・財務会計基準機構、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、ＩＦＲＳへの移行を容易にするための取組を進めました。 ・金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたＡＳＢＪの取組をサポートしました。 ・「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画しました。
⑤　適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施	
	・上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行いました（5 年 1 月）。 ・改正公認会計士法に伴う内閣府令の改正により、上場会社等の監査を担う監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制や、充実した情報開示を行う体制が義務づけられたことに伴い、監査法人のガバナンス・コードについて、その内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、有識者検討会での議論を踏まえ、改訂を行いました（5 年 3 月）。 ・「株式新規上場（ＩＰＯ）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップしました（5 年 3 月）。 ・トークンビジネスの監査の円滑化に向けて、日本公認会計士協会において、「Ｗｅｂ3.0 関連企業の会計監査に関する勉強会」を設置（金融庁もオブザーバーとして参加）し、公認会計士・監査法人による監査を受けられるような環境整備を進めていくために必要なガイドラインの策定等を行うべく議論を行いました（5 年 3 月）。 ・「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び関係者と

	の議論を行い、「ＫＡＭの特徴的な事例と記載のポイント」を改訂しました（5 年 2 月）。 ・4 年 10 月から企業会計審議会内部統制部会を開催し、財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制基準・実施基準の見直しについて議論を行い、「内部統制基準・実施基準の改訂について（公開草案）」を公表しました（4 年 12 月）。パブリックコメントの結果を踏まえ、所要の改正を行い、企業会計審議会において「内部統制基準・実施基準の改訂に関する意見書」を公表する予定です。 ・グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するため、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）の副議長国及び代表理事国という組織運営に責任を有する立場から、新規課題全般に関する意見交換をＩＦＩＡＲ内で機動的に実施すべく議論を牽引しました。また、更なるメンバーの拡大に向けて、参加要件を緩和した準会員資格の創設やアジア諸国をはじめとするＩＦＩＡＲ未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました。メンバー間で関心が高いＥＳＧについても、タスクフォースの設立を含めたＩＦＩＡＲ内の検討に積極的に貢献しました。事務局のホスト国としては、ＩＦＩＡＲへの一貫した支援を継続したほか、「日本ＩＦＩＡＲネットワーク」等を通じた、ＩＦＩＡＲにおける議論の国内関係者への発信を行いました。更に、日本の監査監督当局として、ＩＦＩＡＲ加盟国を含む各国の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、ＩＦＩＡＲ及び 2 国間との連携により得られた情報を国内の監査法人等へのモニタリングに活用しました。
⑥　公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	
	・公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を適切に審査するとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施しました。 ・検査においては、監査法人等の監査品質の向上に向け、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性等に係る検証を重視しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的なモニタリングの実施に努めました。また、改訂品質管理基準の適用や、改正公認会計士法の施行に向けた検査の手法等について検討を進めました。 ・検査等の結果、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等について、金融庁長官に行政処分等の勧告を行いました。 ・金融庁は、上記勧告の事案を含む監査法人等の非違事例等について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施しました。 ・公認会計士・監査審査会の検査を通じて、一部の監査法人において監査調書の整理、管理及び保存に関し、適切な運用がなされていない旨が発覚したことから、当該法人には厳正に対処するとともに、日本公

	認会計士協会と連携して、全ての監査法人等に対して注意喚起を行いました。 ・複数の監査法人において発生した公認会計士資格誤記載の問題について、日本公認会計士協会と連携し、実態を把握するとともに、必要な改善策を策定させ、その実施状況をモニタリングしました。 ・公認会計士・監査審査会のモニタリング結果等については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ公表したほか（4 年 7 月）、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信を行いました。 ・公認会計士・監査審査会と日本公認会計士協会との間で、審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行いました。
⑦　優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	
	・公認会計士試験の運営において、引き続きコロナや自然災害に留意しました。コロナについては、マスク着用の要請、試験場入場時の検温、試験室の換気、感染が疑われる受験者の別室での受験等の対策を行いました。自然災害については、試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定し、試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等の検討を行いました。また、受験者の利便性向上のため、書面での申請のみとなっている一部の手続について、オンラインでの申請が可能となるよう、6 年度のシステム更改に向けた検討・準備を進めました。 ・28 年から 4 年まで一貫して願書提出者数が増加しているところ、引き続き、大学生向けの講演を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成する等、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大に取り組みました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	1347	1348	688	780
		補正予算	▲476	65	▲5	－
		繰 越 等	－	▲335		
		合　　計	872	1078		
	執行額（百万円）		830	987		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「記述情報の開示の好事例集 2022」（5 年 1 月 31 日公表、同年 3 月 24 日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html

	https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html 【測定指標④】 ・改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の公表（ＡＳＢＪ4年10月28日公表） ・「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（5年3月27日公表） ・「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」の登録リスト（ＦＡＳＦ4年9月1日現在） ・ＩＡＳＢセミナー「ＩＦＲＳ会計基準を巡る最新動向」（ＦＡＳＦ及び日本公認会計士協会5年2月28日共催） 【測定指標⑤】 ・4年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（5年1月25日公表） ・「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の改訂について（5年3月24日公表） ・「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント2022」（5年2月17日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230217/20230217.html ・「日本 ＩＦＩＡＲ ネットワーク第6回総会議事次第」（4年7月7日開催） https://www.fsa.go.jp/ifiar/20220801.html ・IFIAR releases 2022 Report on Annual Survey of Audit Inspection Findings（ＩＦＩＡＲ5年3月14日公表） https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-releases-2022-report-on-annual-survey-of-audit-inspection-findings/ 【測定指標⑥】 ・「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和3年度版）」（4年5月31日公表） ・「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）」（4年7月15日公表） ・「令和4年版モニタリングレポート」（4年7月15日公表） ・「監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の促進－」（4年5月20日公表） ・「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（4年7月15日公表） 【測定指標⑦】 ・「令和4年公認会計士試験の合格発表について」（4年11月18日公表） ・「令和4年の講演会等」、「令和5年の講演会等」 https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kouen.html

担当部局名	企画市場局 　企業開示課 総合政策局 　ＩＦＩＡＲ戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会

政策評価実施時期	令和５年６月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(施策Ⅲ－3)

施策名		**金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化**
	施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標		**市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること**
	目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条　等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（2 年 1 月 24 日） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］金融市場の新たな動向等の多面的な分析		【達成】
	４年度目標	金融商品取引所との連携や様々な金融市場に関する幅広い情報収集
	４年度実績	・金融商品取引所とも連携しながら、市場関係者から様々な金融市場に関する幅広い情報を収集して、不公正取引のリスク及び開示上の問題点等について調査分析を実施するなど、金融市場における新たな動向や課題の多面的な分析を行いました。
指標②　［主要］効果的な取引審査の実施		【達成】
	４年度目標	証券監視委の情報受付窓口等に寄せられた情報の活用等
	４年度実績	・相場操縦、インサイダー取引、有価証券報告書虚偽記載など、情報受付窓口等（公益通報窓口を含む）に寄せられた各種不正取引に関する情報を適切に分類し、証券監視委内の調査・検査等の担当課室に早期かつ効果的に回付し、有効に活用しました。
指標③　［主要］具体的で分かりやすい情報発信の実施		【達成】
	４年度目標	個別の勧告・告発等や各事例集（企業情報等の開示、金融商品取引業者等の検査・モニタリング、不公正取引）の公表等

	4年度実績	・個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージやアクセスＦＳＡ）等を通じた情報発信、寄稿、講演等を実施することを通じて、一般投資家を含む市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況や中期活動方針（第11期）の周知等、情報発信の充実に努めました。
指標④　［主要］市場規律の強化に向けた一層の連携		【達成】
	4年度目標	自主規制機関等との意見交換を通じた双方の取組事例等の共有や、ＩＯＳＣＯ MMｏＵ等を利用した海外当局との情報交換の実施及びＩＯＳＣＯ等の国際会議における幅広い情報収集・発信
	4年度実績	・国内における自主規制機関等との意見交換等を12回開催し、市場におけるその時々の諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。 ・上場会社のガバナンスを含め、開示検査において把握した問題点等について、金融商品取引所や、監査法人の品質管理部門等との意見交換・情報交換を積極的に行い、開示規制違反の再発・未然防止に努めました。 ・ＩＯＳＣＯ　MMｏＵ等を利用し、引き続き積極的な情報交換を行いました。 ・ＩＯＳＣＯの政策委員会、年次総会及び地域会合に参加し、市場規律の強化に向けて、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論に積極的に貢献しました。
指標⑤　［主要］積極的・機動的な調査・検査の実施		【達成】
	4年度目標	多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施
	4年度実績	・不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、MMｏＵ等も活用しつつ、取引の実態解明を行いました。 ・開示規制違反に対しては、コロナの影響をはじめとした経営環境の変化に考慮した深度ある情報収集・分析を行い、違反行為の早期発見に努めました。また、業務フローや業務遂行体制を見直すとともに、事案に応じた効果的・効率的な検査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。
指標⑥　［主要］重大で悪質な事案に対する厳正な対処		【達成】
	4年度目標	的確な刑事告発等の実施
	4年度実績	・重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。
指標⑦　［主要］証券モニタリングの適切な実施		【達成】
	4年度目標	適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検

		証
	4年度実績	・証券モニタリングにおいて、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施しました。
指標⑧　［主要］裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用		【達成】
	4年度目標	無登録で金融商品取引業を行っている者等に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化
	4年度実績	・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、無登録で金融商品取引業を行っている者等について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て実施等を行い、関係機関との相互連携の強化に努めました。
指標⑨　［主要］デジタル化の飛躍的進展への対応及びデータの多様化・大容量化への対応		【達成】
	4年度目標	デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
	4年度実績	・情報通信技術の多様化・複雑化に対応するための技術向上を目的とし、デジタルフォレンジックに関する他の法執行機関等との意見交換等を実施しました。 ・多様化・大容量化するデータをより迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの検索・分析機能を高度化しました。 ・取引監視システムの高度化など、市場監視業務のデジタライゼーションをより一層推進しました。
指標⑩　［主要］業務のデジタル化の推進		【達成】
	4年度目標	調査・検査に伴う預貯金等照会業務の電子化等
	4年度実績	・調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（3年12月24日閣議決定）」に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に向けて取り組みました。
指標⑪　［主要］人材育成		【達成】
	4年度目標	市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成
	4年度実績	・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を育成するため、検査・調査等の監視手法に係る様々な知識やノウハウを付与する研修や勉強会を実施しました。 ・検査・調査等の高度化に資する業務システムの開発やデジタルフォレンジック等に従事するＩＴ人材の育成を目的とした研修・勉強会を実施したほか、海外当局主催の研修に職員を派遣しました。 ・人材の発掘や市場監視業務の魅力の認知拡大の観点から、募集対象を拡

	大した上で、短期ＯＪＴ研修を実施しました。

参考指標	
指標①　取引審査実施状況〈内容・件数〉	
4 年度実績	・取引審査件数：1,065 件 （うち、インサイダー取引：1,024 件、価格形成：29 件、その他：12 件）
指標②　市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況〈内容・件数〉	
4 年度実績	・意見交換会等の実施：12 件 （うち、金融商品取引所・自主規制法人：6 件、日本証券業協会：3 件、投資信託協会 1 件、日本投資顧問業協会：1 件、第二種金融商品取引業協会：1 件） ・講演の実施：13 件、寄稿の実施：17 件
指標③　海外当局との情報交換件数＜内容・件数＞	
4 年度実績	・海外当局への情報提供依頼件数：20 件 （うち、インサイダー取引：9 件、相場操縦：6 件、無登録金融商品取引業：3 件、その他：2 件） ・海外当局からの情報提供依頼件数：1 件（その他：1 件） ・海外当局への自発的情報提供件数：3 件（相場操縦：3 件） ・海外当局からの自発的情報提供件数：56 件 （うち、インサイダー取引：45 件、相場操縦：6 件、その他：5 件）
指標④　取引調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞	
4 年度実績	・課徴金納付命令勧告：14 件 （うち、インサイダー取引：8 件、相場操縦：6 件）
指標⑤　開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞	
4 年度実績	・検査終了件数：10 件 （うち、課徴金納付命令勧告：7 件）
指標⑥　課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞	
4 年度実績	・課徴金納付命令：28 件 （うち、不公正取引：19 件、有価証券報告書等の虚偽記載：9 件）
指標⑦　犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞	
4 年度実績	・告発件数：8 件 （うち、インサイダー取引：7 件、相場操縦：1 件）
指標⑧　証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞	
4 年度実績	・検査終了件数：48 件 （うち、勧告：5 件（第一種金融商品取引業者：2 件、投資運用業者：1 件、投資助言・代理業者：1 件、適格機関投資家等特例業務届出者：1 件））
指標⑨　無登録業者等に係る裁判所への申立て件数＜内容・件数＞	

	4年度実績	・申立て件数：2件（うち、無登録でのファンドの募集の取扱い等及び社債の無届募集：1件、無登録での店頭デリバティブ取引：1件）
指標⑩　デジタルフォレンジックの実施状況＜調査・検査件数＞		
	4年度実績	・デジタルフォレンジックを実施した調査・検査件数：41件

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】　金融市場の新たな動向等の多面的な分析を行ったほか（測定指標①）、効果的な取引審査を実施しました（測定指標②）。 市場規律の強化の観点から、具体的で分かりやすい情報発信や国内外の各機関等との連携強化に取り組みました（測定指標③④）。 積極的・機動的に調査・検査を実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました（測定指標⑤⑥）。 証券モニタリングの適切な実施に加え、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との間の連携を強化しました（測定指標⑦⑧）。 デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化、業務のデジタル化の推進及び幅広い視点を持った人材育成に取り組みました（測定指標⑨⑩⑪）。 しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】　市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠と考えます。 【効率性】　国内外の関係機関との連携強化や、機動的・弾力的なチームの編成、業務のデジタル化等を通じた情報収集・分析や調査・検査の実施等により、効率的な市場監視を行いました。

	【有効性】　業務のデジタル化や人材育成等の市場監視能力の向上に資する取組を進めるとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、様々な金融市場に関する幅広い情報収集・分析や効果的・効率的な調査・検査など、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境変化に対応した市場監視を行うことで、市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図りました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化の進展等に加え、今後新たな環境変化が生じる可能性もあることを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現に資するよう引き続き取り組んでいきます。 【施策】　上記の環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用していきます。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　市場監視に係る取組	
	・金融商品取引所とも連携しながら、市場関係者から、様々な金融市場に関する幅広い情報を収集して、金融市場における新たな動向や課題の多面的な分析を行いました。また、不公正取引の端緒発見のため、情報受付窓口等に寄せられた情報も活用するなどして、効率的な取引審査を行いました。 ・市場における自己規律強化の観点から、事例集の公表等において、具体的で分かりやすい情報発信を実施しました。また、自主規制機関等との意見交換会を企画し、双方の取組事例や課題の共有を行うことで、連携を強化しました。さらに、海外当局との間でＩＯＳＣＯ　ＭＭｏＵ等を利用した情報交換を実施するとともに、ＩＯＳＣＯ等の国際会議に参加し、幅広く情報収集、情報発信を行いました。 ・事案の様態に応じた多角的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。 ・証券モニタリングにおいては、業態横断的に、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（特に仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売）、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理（外部委託先の管理を含む）の対応状況等について検証を行いました。また、金融商品取引業者等の規模や業態に応じ

	て、例えば、銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況など、業務の適切性や内部管理態勢の整備状況等について検証しました。 ・無登録で金融商品取引業を行っている者や無届けで有価証券の募集等を行っている者に対し、裁判所への禁止命令等申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との連携を強化しました。 ・デジタル技術の進展及びデータの多様化・大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化を推進しました。 ・調査・検査に伴う預貯金等の照会業務を既存の民間サービスも活用しながら電子化していくなど、業務のデジタル化を着実に進めました。 ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	218	244	273	278
		補正予算	261	162	120	－
		繰越等	▲260	95		
		合　計	219	501		
	執行額（百万円）		145	407		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①～⑪】 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）（2年1月24日公表）、同（第11期）（5年1月27日公表） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日公表） 【測定指標⑦～⑧】 ・令和4事務年度証券モニタリング基本方針（4年8月2日公表）

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、ＩＴ戦略室、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局 審判手続室 監督局 証券課 企画市場局

	企業開示課

政策評価実施時期	令和５年６月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(横断的施策－1)

施策名		**デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応**
	施策の概要	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、Ｗｅｂ3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組を進める。
達成すべき目標		**デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること**
	目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、Ｗｅｂ3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組や、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組といった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があるため。 【根拠】 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定） ・フォローアップ（4 年６月７日閣議決定） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年８月 31 日）等

測定指標			
指標①　［主要］暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化			【達成】
	４年度目標	測定指標に関する所要の制度整備の実施	
	４年度実績	・利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と連携して暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化を実施しました。	
指標②　ブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化			【達成】
	４年度目標	測定指標に関する制度整備の実施	
	４年度実績	・資金決済法上の暗号資産該当性に係る判断基準の明確化を実施しました。	
指標③　［主要］証券トークンに関する事業環境整備			【達成】
	４年度目標	測定指標に関する制度整備の実施	
	４年度実績	・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資者保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うＰＴＳの認可審査や	

		ＰＴＳが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5年4月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとしました。
指標④　暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し		【達成】
	4年度目標	測定指標に関する税制改正要望
	4年度実績	・暗号資産のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を行いました（5年3月改正税法成立）。
指標⑤　信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁		【達成】
	4年度目標	測定指標に関する制度整備の実施
	4年度実績	・信託銀行による暗号資産の信託の受託を可能とする内閣府令・監督指針の改正を行いました。
指標⑥　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクやＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援		【達成】
	4年度目標	ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクで受け付けた相談や、ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応
	4年度実績	・新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました。
指標⑦　フィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話の実施		【達成】
	4年度目標	測定指標に関する調査研究の実施や国際会議の開催
	4年度実績	・分散型金融システムの健全な発展に向けて、ＢＧＩＮの活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を継続しました。
指標⑧　全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大		【達成】
	4年度目標	測定指標に関する所要の制度整備の実施
	4年度実績	・資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大を踏まえ、決済の安全性確保の観点から必要な制度整備を実施しました。
指標⑨　金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組		【達成】
	4年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施
	4年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。
参考指標		
指標①　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクの受付状況		

	4年度実績	・4年度においては284件の相談を受け付け、平均回答日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。
指標②　ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブの支援実施状況		
	4年度実績	・4年度においては、前年度から継続する1件について、的確に支援を行い、実証実験結果を公表しました。また、複数の新たな実証実験に関する相談に対応しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	Ａ（目標達成）
	【判断根拠】　暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化について、所要の制度整備を実施しました（測定指標①）。 ＮＦＴ等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化について、所要の制度整備を実施しました（測定指標②）。 証券トークンに関する事業環境整備については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資者保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うＰＴＳの認可審査やＰＴＳが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5年4月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとしました。（測定指標③）。 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて、税制改正要望を行いました（測定指標④）。 信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁について、所要の制度整備を実施しました（測定指標⑤）。 ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクで受け付けた相談や、ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応しました（測定指標⑥）。 調査研究の実施や国際会議の開催を通じてフィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話を行いました（測定指標⑦）。 全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大について、所要の制度整備を行いました（測定指標⑧）。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、金融行政上の重要な諸課題について、専門研究員等がデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげました（測定指標

	⑨)。 以上の通り、4年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。
施策の分析	【必要性】　金融行政の目標を実現するためには、Ｗｅｂ3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組や、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組といった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があります。 【効率性】　デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。 【有効性】　デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備することは、利用者が多様なニーズに合致した利便性の高い金融サービスを享受できる事業環境の整備に有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　Ｗｅｂ3.0などのインターネットのさらなる発展に向けた動きが世界で進展している中で、新たな金融サービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ発展していくためには、金融庁として引き続き取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが課題として残されています。 【施策】　上記の課題を踏まえ、Ｗｅｂ3.0などの動きに適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】①4年度中で、暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化に関する制度整備は終了したことから、5年度以降は測定指標から削除します。 ②4年度中で、ＮＦＴ等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化に関する制度整備は終了したことから、5年度以降は測定指標から削除します。 ③次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ④4年度中で、暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについては、発行体保有分に関する税制改正は実現しました。5年度以降は必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑤4年度中で、信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁に係る制度整備は終了したことから、5年度以降は測定指標から削除します。 ⑥次期についても、この指標を維持します。必要に応じて

	指標の見直しを検討します。 ⑦次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑧4 年度中で、全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大に関する制度整備は終了したことから、5 年度以降は測定指標から削除します。 ⑨次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　Ｗｅｂ3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組	
	・　Ｗｅｂ3.0 の推進に向けた環境整備に関する政府全体の議論に参画し、貢献しました。 ・　暗号資産の新規取扱いについては、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じました。 ・　ＮＦＴ等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等について、資金決済法上の暗号資産該当性に係る判断基準の明確化を行いました。 ・　暗号資産のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を行いました（5 年 3 月改正税法成立）。 ・　改正資金決済法の成立を受け、いわゆるステーブルコインに関する制度の着実な施行に向け、政府令等の案を公表しました。 ・　信託銀行による暗号資産の信託の受託を可能とする内閣府令・監督指針の改正を行いました。 ・　金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資者保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うＰＴＳの認可審査やＰＴＳが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本ＳＴＯ協会と連携して検討を進め、5 年 4 月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとしました。 ・　埋め込み型金融等の新たな形態の金融サービスについて、その実態を把握しました。 ・　金融サービス仲介業については、オンラインかつワンストップでの銀行・証券・保険サービスの提供など、利用者利便の向上に資することが期待されます。こうした新たなサービスが利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組みました。 ・　世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献しました。 ・　グローバルステーブルコインへの対応も含め、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿った取組の推進のため、国際的な議論に貢献しました。

	・　新たな金融サービスの育成普及に向けて、ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクやＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブにより、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました。 ・　日系フィンテック事業者と海外ＶＣ等との連携や、内外フィンテック事業者と国内金融機関との連携について、その強化のためミートアップ等を行いました。 ・　金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクを通じ、ＩＴガバナンスやＩＴリスク管理等の観点から金融機関の先進的な取組に対する支援を継続的に実施しました。 ・　金融業界における非対面の金融サービス普及を一層後押しするために、金融庁に寄せられた相談事例を整理し、4年6月に「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けＱ＆Ａ」を更新しました。 ・　民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討を進めました。 ・　ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、分散型金融システムにおけるオンチェーン・オフチェーンデータを活用した実態把握関する研究調査を行い、イノベーションとリスクへの対応の両面から、検討を行いました。 ・　ＣＢＤＣ（中央銀行デジタル通貨）について、日本銀行は、4年4月に開始した周辺機能に関する概念実証を5年3月に完了し、同年4月よりパイロット実験の開始を予定しています。こうした進捗が見られるなかで、金融庁としても、日本銀行や財務省とも連携し、金融機関に与える影響等の観点から、この検討に貢献しました。 ・　フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から面談等を通じて情報を収集しました。フィンテック事業者や金融機関が集積する庁外拠点（ＦＩＮＯＬＡＢ等の出先オフィス）を活用し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化して、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図りました。 ・　国際カンファレンス（ＦＩＮ／ＳＵM2023）の開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、関係する自治体や業界団体と連携し、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築に向けた取組を行いました。 ・　分散型金融システムの健全な発展に向けて、ＢＧＩＮ（Ｂｌｏｃｋｃｈａｉｎ　Ｇｏｖｅｒｎａｎｃｅ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ　Ｎｅｔｗｏｒｋ）の活動への積極的な貢献を継続しました。
②　決済インフラの高度化・効率化等	
	・　4年10月、（一社）全国銀行資金決済ネットワークの業務方法書の変更認可や事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正等、決

	済の安全性確保の観点から必要な対応を講じた上で、全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大しました。 ・　4年10月に稼働開始した個人間送金インフラを含め、多頻度小口決済の利便性向上に向けた取組をフォローしました。 ・　次期全銀システムの開発方針について、安全性・柔軟性・利便性が確保されたものとなるよう、幅広い関係者による検討に参画しました。 ・　政府全体として、電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融ＥＤＩ（Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃ　Ｄａｔａ　Ｉｎｔｅｒｃｈａｎｇｅ）の利活用促進に向けた関係事業者による取組を支援しました。 ・　手形・小切手機能の全面電子化に向けて3年7月（4年6月改定）に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押ししました。 ・　3年に実施した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の議論を踏まえ、各業界団体に対し、各業界における優先的に取り組むべき事項の策定等を通じて、見直しに向けた取組が進むよう促しました。 ・　法人インターネットバンキングについて、関係者との対話等を踏まえ、活用促進に向けて検討を行いました。 ・　預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム要件の詳細化等に向けた検討を行いました。 ・　金融機関の従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進のためアンケートや周知を実施しました。また、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るためデジタル庁との連携・協働の下、各業界団体に対する説明会を実施しました。 ・　金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	103	104	78	69
		補正予算	▲3	▲2	－	－
		繰越等	105	▲9		
		合　計	206	93		
	執行額（百万円）		150	74		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程において使用した	【測定指標①】 ・「暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン」及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン」に関する

資料その他の情報	一部改正（案）ならびに「暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」の制定（案）についてパブリックコメントの結果について（日本暗号資産取引業協会4年12月28日公表） 【測定指標②】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（5年3月24日公表） 【測定指標④】 ・5（2023）年度税制改正要望について（4年8月31日公表） 【測定指標⑤】 ・「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（4年10月19日公表） 【測定指標⑧】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（4年10月7日公表）

担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室、フィンテック参事官室（イノベーション推進室、金融サービス仲介業室、暗号資産モニタリング室） 企画市場局 信用制度参事官室、調査室、市場課 監督局 総務課、銀行第一課

政策評価実施時期	令和5年6月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(横断的施策－2)

施策名		**サステナブルファイナンスの推進**
	施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標		**サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大）を図ること**
	目標設定の考え方・根拠	気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。 【根拠】 ・サステナブルファイナンス有識者会議報告書（令和３年６月 18 日） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・「フォローアップ」（4 年 6 月 7 日閣議決定） ・サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書(4 年 7 月 13 日)

測定指標		
指標①　［主要］企業開示の充実		【達成】
	４年度目標	サステナビリティ情報開示の充実
	４年度実績	・　気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ)コンソーシアム等の活動を通じ、ＴＣＦＤ開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信しました。 ・　東京証券取引所において４年４月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めました。 ・　さらに、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月公表）の提言を受け、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄の新設や人的資本への投資等に関する開示等を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行いました（5 年 3 月)。 ・　気候変動関連や人的資本等のサステナビリティ情報に関する開示の充実を含む記述情報の開示を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2022」の公表を行いました（5 年 1 月公表、5 年 3 月最終更新)。

		・ 国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、ＳＳＢＪ等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ 具体的には、4年7月に、ＩＳＳＢが公表したサステナビリティ開示基準の公開草案に対し、ＳＳＢＪにおいて我が国の投資家や企業等の要望を踏まえて意見を集約し、ＩＳＳＢに対してコメントレターを提出しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ また、ＩＳＳＢが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ＩＳＳＢにより4年4月に設立された各法域作業グループ（ＪＷＧ）の会合に、金融庁として初回の4年7月以降毎回出席し、ＩＳＳＢによる開示基準の策定の動きに対して我が国の意見を発信しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ 4年度当初予算において、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託する事業を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ 4年度補正予算において、人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ＩＳＳＢが高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府から国際会計基準（ＩＦＲＳ）財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ 同じく4年度補正予算において、国内外から官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、人的資本等のサステナビリティ開示に関する日本の取組について意見発信するとともに、ＩＳＳＢが今後取り上げるべきアジェンダについての議論を行い、国際的な議論の形成に貢献しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
指標②　［主要］市場機能の発揮		【達成】
	4年度目標	資産運用会社における態勢構築や開示の充実、ＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範の策定等
	4年度実績	・ 3年12月に設置した「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」での検討を経て、ソーシャルボンドガイドラインの付属書として、「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」を公表しました（4年7月）。 ・ 4年2月より7回にわたり開催した「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」において、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」を取りまとめました（4年7月）。 ・ 評価の透明性確保等の観点から、「ＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範」を策定し、その適用への賛同を呼びかけました（4年12月）。 ・ 金融機関におけるカーボンニュートラルの実現に向けた対応を促進する観点から、「カーボン・クレジットの取扱いに関するＱ＆Ａ」を公表しました（4年12月）。

		・ ＥＳＧ投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正しました（5 年 3 月）。
指標③　［主要］金融機関の機能発揮		【達成】
	4 年度目標	脱炭素に向けた金融機関と企業の協働の促進等
	4 年度実績	・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と金融機関との対話の着眼点や金融機関による顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示すため、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表しました（4 年 7 月）。 ・ 日本銀行、3 メガバンク、大手 3 損保グループと連携して、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）が公表するシナリオを共通シナリオとしたシナリオ分析の試行的取組を実施し、その分析結果として「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」を公表しました（4 年 8 月）。 ・ 4 年 10 月、脱炭素にかかる金融機関の取組について検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論しました。 ・ これに向けて、内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画の在り方につき議論を深めたほか、海外の先行事例の調査・分析も行いました（4 年 11 月～5 年 3 月）。 ・ 地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、支援策を整理し、地域の関係者に浸透を図りました。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、地域金融機関の取組促進につなげました。 ・ 国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進めました。具体的には、「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」への参画（4 年 9 月）や文部科学省、国土交通省、環境省と連携し、「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、議論を行いました（4 年 12 月）。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進めました。
指標④　［主要］横断的施策の実施		【達成】
	4 年度目標	インパクト投資の推進、専門人材育成等
	4 年度実績	・ 4 年 10 月、インパクト投資について新たな検討会を設置し、社会・環境課題の解決やスタートアップを含む新たな事業の創出等に資するインパクト投資等の拡大に向けた方策等について議論を進めました。 ・ 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進したほか、ＥＳＧ投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を公表しました（4 年 12 月）。

		・ 生物多様性も含めた自然資本について、ＮＧＦＳ等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	Ｂ（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行い、有価証券報告書においてサステナビリティ情報を提供するための記載欄の新設を行う等企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました（測定指標①）。また、「ＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範」を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、ＥＳＧ投信を取り扱う資産運用会社に適切な体制構築と開示の充実を求めるため、監督指針の改正を行いました（測定指標②）。加えて、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を設置し、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策について議論を行いました（測定指標③）。横断的施策については、インパクト投資の推進に向け、「インパクト投資等に関する検討会」を設置して議論を行ったほか、サステナビリティに係る資格試験の創設やスキルマップの見える化に向けた取組を進めました（測定指標④）。 上記の結果のとおり、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続き、ＥＳＧ市場の透明性向上、金融機関による脱炭素への取組の強化、インパクト投資の促進等、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進める必要があることから、「Ｂ」としました。
施策の分析	【必要性】 国際動向も踏まえつつ、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を更に進める必要があると考えています。 【効率性】 サステナブルファイナンスの推進に係る取組については、検討会等での議論を整理し、関係省庁と密接に連携を図ることで効率的な業務実施を行いました。 【有効性】 サステナブルファイナンスの推進は、金融を通じて社会経済の解決を促すことで、わが国経済の持続可能性向上に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 5年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定される等、脱炭素等の持続可能性に係る課題に向けた重要性が高まる中で、サステナブルファイナンスについて一層の推

	進が必要です。 【 施 策 】　脱炭素化に向けた金融機関と企業との対話を促進させるため、金融機関向けのガイド等の作成に向けて、検討会のとりまとめを行っていくとともに、財務局とも連携し、地域におけるサステナブルファイナンスの推進に取り組んでいきます。また、インパクト投資の推進に向け、基本的考え方や要件について、検討会の報告書や指針として整理を行っていきます。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じ指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　企業のサステナビリティ開示の充実	
	・ 気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）コンソーシアム等の活動を通じ、ＴＣＦＤ開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信しました。 ・ 東京証券取引所において４年４月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めました。 ・ さらに、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4 年 6 月公表）の提言を受け、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄の新設や、人的資本への投資等に関する開示等を求める、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行いました（5 年 3 月）。 ・ 気候変動関連や人的資本等のサステナビリティ情報に関する開示を含む記述情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2022」の公表を行いました（5 年 1 月）。 ・ 国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、ＳＳＢＪ等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ 具体的には、4 年 7 月に、ＩＳＳＢが公表したサステナビリティ開示基準の公開草案に対し、ＳＳＢＪにおいて我が国の投資家や企業等の要望を踏まえて意見を集約し、ＩＳＳＢに対してコメントレターを提出しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ また、ＩＳＳＢが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ＩＳＳＢにより 4 年 4 月に設立された各法域作業グループ（ＪＷＧ）の会合に、金融庁として初回の 4 年 7 月以降毎回出席し、ＩＳＳＢによる開示基準の策定の動きに対

	して我が国の意見を発信しました。【再掲（施策Ⅲ－2)】 ・ 4 年度当初予算において、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託する事業を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2)】 ・ 4 年度補正予算において、人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ＩＳＳＢが高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府から国際会計基準（ＩＦＲＳ）財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援しました。【再掲（施策Ⅲ－2)】 ・ 同じく4年度補正予算において、国内外から官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、人的資本等のサステナビリティ開示に関する日本の取組について意見発信するとともに、ＩＳＳＢが今後取り上げるべきアジェンダについての議論を行い、国際的な議論の形成に貢献しました。【再掲（施策Ⅲ－2)】
②　市場機能の発揮	
	・ 3 年 12 月に設置した「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」での検討を経て、ソーシャルボンドガイドラインの付属書として、「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」を公表しました（4 年 7 月)。 ・ 4 年 2 月より 7 回にわたり開催した「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」において、「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」を取りまとめました（4 年 7 月)。 ・ 評価の透明性確保等の観点から、「ＥＳＧ評価・データ提供機関向けの行動規範」を策定し、その適用への賛同を呼びかけました（4 年 12 月)。 ・ 金融機関におけるカーボンニュートラルの実現に向けた対応を促進する観点から、「カーボン・クレジットの取扱いに関するＱ＆Ａ」を公表しました（4 年 12 月)。 ・ ＥＳＧ投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正しました（5 年 3 月)。
③　金融機関の機能発揮	
	・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と金融機関との対話の着眼点や金融機関による顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示すため、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表しました（4 年 7 月)。 ・ 日本銀行、3 メガバンク、大手 3 損保グループと連携して、ＮＧＦＳが公表するシナリオを共通シナリオとしたシナリオ分析の試行的取組を実施し、その分析結果として「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」を公表しました（4 年 8 月)。

	・ 4年10月、脱炭素にかかる金融機関の取組について検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論しました。 ・ これに向けて、内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画の在り方につき議論を深めたほか、海外の先行事例の調査・分析も行いました（4年11月～5年3月）。 ・ 地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、支援策を整理し、地域の関係者に浸透を図りました。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、地域金融機関の取組促進につなげました。 ・ 国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進めました。具体的には、「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」への参画（4年9月）や文部科学省、国土交通省、環境省と連携し、「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置しました（4年12月）。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進めました。
④　インパクトの評価	
	・ 4年10月、インパクト投資について新たな検討会を設置し、社会・環境課題の解決やスタートアップを含む新たな事業の創出等に資するインパクト投資等の拡大に向けた方策等について議論を進めました。
⑤　専門人材育成等	
	・ 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進したほか、ＥＳＧ投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を公表しました（4年12月）。 ・ 生物多様性も含めた自然資本について、ＮＧＦＳ等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行いました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	10	18	54	38
		補正予算	－	110	125	－
		繰越等	－	－		
		合　計	－	128		
	執行額（百万円）		2	123		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過	・ サステナブルファイナンス有識者会議

程 において使用した 資料その他の情報	https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html ・ サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書（4 年 7 月 13 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/20220713.html 【測定指標①】 ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（5 年 1 月 31 日） https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html ・ 記述情報の開示の好事例集 2022（5 年 1 月 31 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html 【測定指標②】 ・ ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会 https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/index.html ・ ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書（4 年 7 月 12 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712-1.html ・ ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例（4 年 7 月 15 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220715.html ・ ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範（4 年 12 月 15 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/20221215.html ・ カーボン・クレジットの取扱いに関する Q&A（4 年 12 月 26 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221226.html ・ ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（5 年 3 月 31 日） https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html 【測定指標③】 ・ 金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（4 年 7 月 12 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html ・ 気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について（4 年 8 月 26 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/20220826.html ・ 気候変動リスク産官学連携ネットワークへの参画（4 年 9 月） https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20220927/20220927.html

	・ 気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 https://www.fsa.go.jp/singi/scenario_data/index.html ・ 脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会 https://www.fsa.go.jp/singi/decarbonization/index.html 【測定指標④】 ・インパクト投資等に関する検討会 https://www.fsa.go.jp/singi/impact/index.html

担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課、市場課、開示課 監督局 総務課、銀行第二課、保険課、証券課

政策評価実施時期	令和５年６月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(横断的施策－3)

施策名	**業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応**
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。 更に、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、金融機関や有識者と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。 他方、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。
達成すべき目標	**大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること** **近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること**
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応につ

いても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和 3 年 4 月 1 日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。

コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

更に、サイバー攻撃の巧妙化等により、サイバーリスクは金融機関にとって重要課題の１つとなっていることを踏まえ、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。

このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要であり、金融機関や有識者と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。

【根拠】

・主要行等向けの総合的な監督指針
・東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日）
・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定）
・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定）
・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日）
・首都直下地震緊急対策推進基本計画（27 年 3 月 31 日閣議決定）
・平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30 年 8 月 2 日）
・国土強靱化基本計画（30 年 12 月 14 日閣議決定）
・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日）
・令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3 年 7 月 30 日）

		・令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（4 年 4 月 8 日） ・国土強靱化年次計画 2022（4 年 6 月 21 日国土強靱化推進本部決定） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組		【達成】
	4 年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施
	4 年度実績	・ 金融庁業務継続計画等に基づく訓練等により実効性を検証し、業務継続体制の確立を図る観点から、災害対策本部の設営に係る初動対応の参考資料の作成や、災害対策本部の円滑な運営に必要な備品の整理等、必要な見直しを実施しました。
指標②　［主要］災害等発生時に備えた訓練		【達成】
	4 年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施
	4 年度実績	・ 財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、実効性を検証するとともに、業務継続体制の改善を行いました。 ・ また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練や、非常時用の通信手段の使用訓練を実施しました。
指標③　［主要］業界横断の業務継続訓練の実施		【達成】
	4 年度目標	訓練の実施
	4 年度実績	・3 年度に引き続き、4 年 9 月 1 日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続訓練を実施しました。なお、4 年度の訓練においても、引き続き、オンライン会議システム等を用いたリモートでの対策本部の設置・参集訓練や通信手段制約下での金融庁・日本銀行等への被害状況報告の実地訓練を実施しました。
指標④　［主要］ディスカッション・ペーパー公表、国際的な議論への貢献		【達成】
	4 年度目標	オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続
	4 年度実績	・ＢＣＢＳやＦＳＢでの国際的な議論、金融機関や有識者との対話を踏まえて、オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた論点を整理したディスカッション・ペーパーを公表し、パブリックコメントを実施しました（4 年 12 月）。
指標⑤　金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【達成】
	4 年度目標	160 社

	4年度実績	・4年10月に、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図ることを目的として、7回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（ＤｅｌｔａＷａｌｌⅦ）を実施し、金融機関約160社が参加しました。
指標⑥　情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【達成】
	4年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施
	4年度実績	・内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の提供を行いました。また、ＮＩＳＣから発信されたものに限らず、金融庁から発信すべき情報について積極的に発信しました。
指標⑦　金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施		【達成】
	4年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表
	4年度実績	・金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。
指標⑧　自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援		【達成】
	4年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
	4年度実績	・金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、政府広報オンラインによる周知や、4年7月以降の大雨に係る災害などの自然災害の被災者に活用されるよう、金融機関等へのリーフレット配布による周知広報を実施しました。
指標⑨　被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付		【達成】
	4年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置
	4年度実績	・4年度は、被害状況等に鑑みた専用の相談ダイヤルを新規には設置していないものの、既存の専用ダイヤルも活用し、被災者を含めた金融サービス利用者からの相談を随時受け付けました。

評価結果	
目標達成度合い	Ａ（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】　上記測定指標に記載のとおり、全ての項目において目標を達成しており、大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。
施策の分析	【必要性】　大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保（以下「大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等」という。）は、金融システムの維持において重要であるため、引き続き取組を行っていく必要があります。 また、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害被災者債務整理ガイドライン」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促していく必要があります。 【効率性】　施策の実施において、現状を把握・分析した上で、必要性に応じて取組を実施するなど、効率的に取組を行いました。 【有効性】　大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等に係る取組は、金融庁や金融機関における対策の実効性の向上に資するなど有効であると考えています。 また、災害への対応については、自然災害による被災者の生活・事業の再建に一定の役割を果たしており、有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等について、金融庁や金融機関における対策の実効性の更なる向上等に向けて、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、訓練・演習や金融機関との対話等の取組を継続的に実施する必要があります。 また、災害への対応については、被害の状況等に応じて、自然災害による被災者の生活・事業の再建に資する取組を、適時適切に実施する必要があります。 【施策】　上記のとおり、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化、被害の状況等を踏まえて、必要な取組を実施します。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて

	指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	
	・金融庁業務継続計画等について、業務継続体制の確立を図る観点から実効性を検証し、災害対策本部の設営に係る初動対応の参考資料の作成や、災害対策本部の円滑な運営に必要な備品の整理等、見直しを実施しました。 ・財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、対策の実効性の検証・向上を図るとともに、取組の改善を行いました。 ・また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練や、非常時用の通信手段の使用訓練を実施しました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	
	・全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。 ・3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向の変化や海外大手金融機関における先進事例を参考にしたサイバーセキュリティの強化に着目しつつ、①グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢（ガバナンス、監視体制等）の強化、②外部委託先のリスク等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証しました。 ・その他大手行及び地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認しました。 ・金融庁・日本銀行において、地域金融機関向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで地域金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促しました。また、金融機関からの意見等を踏まえて同点検票の更なる改善を図るとともに、保険会社や証券会社に対しても、上記の点検票を業の特性を踏まえて必要に応じて修正の上、活用することを検討しました。 ・G7財務大臣・中央銀行総裁会議のサイバーエキスパートグループ（ＣＥＧ）をはじめとする国際的な議論に引き続き参画するとともに、サイバーセキュリティに関する国際的な連携の強化を図りました。 ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、業界団体も参加してサイバーセキュリティ演習（Ｄｅｌｔａ Ｗａｌｌ Ⅶ）を実施しました。その際、演習教材の充実を図るほか、サイバー攻撃の脅威動向を踏まえ、金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先等

	への攻撃を想定したより高度なシナリオを用いました。 ・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、国際的動向も踏まえつつ、金融機関や有識者と対話を行い、相互関連性の特定や必要な経営資源の確保といった課題について整理したディスカッション・ペーパーを公表し、金融機関とともにベストプラクティスを探求しました。
③　災害への対応	
	［東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害］ ・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 ・被災地域における金融機関に対し、財務局と日本銀行との連名による「金融上の措置要請」を発出し、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を行うよう促しました。 ・住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援のため、被災地域の金融機関等に自然災害被災者債務整理ガイドラインのリーフレットを配布して周知広報を行うとともに、本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。 ［コロナへの対応］ ・コロナの影響により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主を対象としたコロナ特則について、政府広報オンラインによる周知広報を行うとともに、関係機関と連携し、生活や事業再建のための支援を行いました。 ［新たな自然災害への対応］ ・4 年 7 月以降の大雨に係る災害などの自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講じました。 ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患蓄及び豚熱の患畜が確認された都道府県内の関係金融機関等に対して、農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請しました。 ・こうした取組によって、東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害による被災者の生活・事業の再建等に寄与したものと考えています。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	30	112	197	188
		補正予算	－	89	10	－
		繰 越 等	23	102		
		合　　計	54	265		

	執行額（百万円）	49		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程 において使用した資料その他の情報	・金融庁業務継続計画（平成 30 年 9 月 5 日） ・「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」（4 年 8 月 31 日）

担当部局名	総合政策局 総務課、秘書課、管理室、リスク分析総括課 企画市場局 市場課、企業開示課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(横断的施策－4)

施策名		**その他の横断的施策**
	施策の概要	基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応)」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進)」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応)」以外の施策の実施
達成すべき目標		**基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること**
	目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるＩＴの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）（平成 24 年２月策定） ・総合的なＴＰＰ等関連政策大綱（令和２年 12 月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定） ・第４次対日相互審査報告書（3 年８月 30 日公表） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（4 年６月７日閣議決定） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年８月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］国際的なネットワークの強化		【達成】
	４年度目標	アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化
	４年度実績	・5 年にG7、ＡＳＥＡＮ＋3（日中韓）の議長国となる機会の活用に向けて着実に準備を進めるとともに、暗号資産やサステナブルファイナンスといった我が国の主要施策の意義を対外的に発信する取組を行いました。 ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、関係者と密に連携しつつＩＡＩＳの 2023 年年次総会等の我が国における開催に向けて着実に準備を進めました。また、ＩＡＩＳの各委員会会合等への参加・貢献を通じ、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督のあり方等の国際的な議論を積極的に主導しまし

		た。 ・アジア・新興国の金融当局と意見交換等を実施し、協力関係を深化させました。 ・アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）による研修を実施し、知日派の育成及び協力関係の強化に努めた。 ・先進国との間においても、各国当局の連携強化に向けて、経済連携協定に基づく合同金融規制フォーラムの開催や、海外当局との意見交換を実施しました。 ・監督カレッジや危機管理グループの会合開催等により各国当局との連携を強化するとともに、これらの機会やＦＳＢにおける危機管理グループ会合の運営等に関する議論や関連作業への参画等を通じ得られた知見を活用し、我が国のモニタリング能力の向上につなげました。
指標②　［主要］マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化		【達成】
	4年度目標	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む
	4年度実績	・ＦＡＴＦ第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制を拡充するとともに、政府横断的なマネロン対策等の検討に金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携しました。 ・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態を中心にマネロン対策等に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の強化を図りました。 ・国際的にも高い水準でのマネロン対策等の実施が求められている中、中小規模の金融機関を中心にシステム整備等の面で単独での対応には課題があることから、(1) 全国銀行協会主催の「ＡＭＬ／ＣＦＴ業務共同化に関するタスクフォース」に引き続き参加し、マネロン対策等の共同化の支援等を行うとともに、(2) マネロン対策等に係る共同システムの実用化に向け、共同システムを開発・実装する事業者への補助金の交付決定を行いました。 ・各金融機関等においてマネロン対策等の実施にあたっては、利用者に対して丁寧な説明を実施しているかの観点も含めモニタリングを継続しています。また、業界団体等と連携した広報活動等や政府広報を通じて、広く利用者にマネロン対策等への理解と協力を求めました。 ・金融庁は、ＦＡＴＦ基準（勧告、解釈ノート）の改訂などＦＡＴＦの政策立案機能を担う政策企画部会にて、共同議長国として、ＦＡＴＦ基準及びガイダンス改訂を取りまとめるなど、主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献しました。 ・暗号資産については、5年に我が国がG7議長国となる機会も捉え、ＦＡＴＦにおいて、暗号資産に関するグローバルなＦＡＴＦ基準の早期実施や、暗号資産市場に関する新たなリスクへの対応の検討などを促進しました。
指標③　「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業		【達成】

	4年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施
	4年度実績	・「規制改革実施計画」（4年6月7日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。
指標④　ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間		【達成】
	4年度目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
	4年度実績	・ノーアクションレター制度を利用した法令照会1件について、細則等で規定している処理期間内に回答を行いました。なお、一般的な法令解釈に係る書面照会手続を利用した法令照会については、回答実績はありません。
指標⑤　金融行政におけるＩＴの活用		【達成】
	4年度目標	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進（ガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）への移行に向けた具体的な検討、各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等） ・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けた取組の推進（電子納付対応のためのシステム整備等を行い、運用を開始） ・金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に向けた取組の推進（次期システムの設計・開発を推進）
	4年度実績	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、ガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）への移行に向けた具体的な検討など、業務におけるデジタル技術の活用に取り組んだほか、各種プロジェクトに対する監理やデジタル人材の確保・育成に継続的に取り組む等の取組を行いました。また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させる取組を計画的に実施しました。 ・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を行い、5年1月に運用を開始しました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6年度の更改に向けて、開発事業者を選定し、設計書を作成するなど、次期システムの設計・開発を進めました。
指標⑧　窓口対応の改善に向けた取組状況		【達成】
	4年度目標	アンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等の実施
	4年度実績	・3年度に実施したアンケートについて、回答内容の集計・分析を行い、その結果を、登録等の審査を行った金融庁担当課室・各財務局等に還元

		し、窓口対応の改善等を促しました。また、4年度においても、引き続きアンケートを実施しました。
指標⑨　経済安全保障上の対応		【達成】
	4年度目標	4年5月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置されたが、その円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話
	4年度実績	・4年5月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置されましたが、その円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	**B（相当程度進展あり）**
	【判断根拠】　アジア・新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました（測定指標①）。 金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました（測定指標②）。 経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めました。（測定指標⑨） 測定指標③④⑤⑥⑦⑧についても、目標を達成するなど取組を進めることができました。 上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	**【必要性】**　世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。 ＦＡＴＦ第4次対日相互審査のフォローアップ及び第5次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化が必要と考えています。 金融行政の適切な運営を図るため、また金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の実現に向けて継続して取り組んでいく必要があります。 **【効率性】**　当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。 新興国の金融監督当局者への研修は、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえており、効率的であると考えています。

	関係省庁との緊密な連携やマネロン等対策に関する検査・監督などは、金融機関等のマネロン等対策の改善に直接つながるものであり、効率的であったと考えます。 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、システム整備等を着実に推進したことは、デジタル技術を積極的に活用し、公務の生産性を向上させるものであり、効率的であったと考えています。 【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 また、金融機関等に対し、マネロン等対策に関する検査・監督などを行うことは、我が国における金融業界のマネロン等対策の高度化に非常に有効であったと考えています。 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することは、効率的・効果的な行政運営を実現するために有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 国際的に協調した対応は、世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 また、新興国の金融技術支援やＧＬＯＰＡＣに取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 加えて、ＦＡＴＦ第４次対日相互審査のフォローアップ及び第５次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化に取り組む必要があります。 更に、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の実現に向けて継続して取り組んでいく必要があります。 【施策】 引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、ＦＡＴＦ第４次対日相互審査の指摘事項を踏まえ、引き続き、金融機関等のマネロン等対策に関する検査・監督を実施してまいります。 加えて、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づく取組については、更なる推進等を図ってまいります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価
① 国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国と

の協力関係の深化）	
	・5年にG7、ＡＳＥＡＮ＋3（日中韓）の議長国となる機会の活用に向けて着実に準備を進めるとともに、暗号資産やサステナブルファイナンスといった我が国の主要施策の意義を対外的に発信する取組を行いました。また、5年2月には、財務省と連携し、G7財務トラックにおけるプライオリティを公表しました。 ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、関係者と密に連携しつつＩＡＩＳの2023年年次総会等の我が国における開催に向けて着実に準備を進めました。また、ＩＡＩＳの各委員会会合等への参加・貢献を通じ、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督のあり方等の国際的な議論を積極的に主導しました。 ・アジア・新興国の金融当局と意見交換等を実施し、協力関係を深化させました。具体的には、4年6月にインドネシア（金融庁）、インド（財務省）、4年9月にベトナム（国家証券委員会等）、タイ（中銀）、4年11月に中国（銀行保険監督管理委員会等）、韓国（金融委員会等）、インドネシア（金融庁）、5年2月に台湾（金融監督管理委員会）、5年3月にベトナム（国家証券委員会等）との意見交換を行いました。 ・アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）による研修を実施し、知日派の育成及び協力関係の強化に努めた。具体的には、5か国の銀行当局者5名及び6か国の保険当局者6名に対し、関心事項に沿ったオンラインでの研修を実施しました（4年7、10月）。また、過去に本研修を修了した8か国の銀行当局者10名及び11か国の保険当局者12名について、フォローアップ研究員として日本へ招聘（4年11月、5年3月）のうえ、対面研修を実施しました。また、過去に本研修を修了した当局者を対象としたアルムナイ・フォーラムを開催し、ネットワーク構築の一層の強化を図りました。 ・先進国との間においても、各国当局の連携強化に向けて、経済連携協定に基づく合同金融規制フォーラムの開催（日英合同金融規制フォーラム（4年6月））や、海外当局との意見交換（金融庁・全米保険監督協会（ＮＡＩＣ）定期会合（4年6、11月）、日スイス財務金融協議（4年11月）、金融庁・欧州保険・企業年金監督機構（ＥＩＯＰＡ）定期会合（5年1月）等）を実施しました。 ・監督カレッジや危機管理グループの会合開催等により各国当局との連携を強化するとともに、これらの機会やＦＳＢにおける危機管理グループ会合の運営等に関する議論や関連作業への参画等を通じ得られた知見を活用し、我が国のモニタリング能力の向上につなげました。
②　マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	
	・ＦＡＴＦ第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制を拡充するとともに、政府横断的なマネロン対策等の検討に金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携しました。 ・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態を中心にマネロン対

	策等に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の強化を図りました。 ・国際的にも高い水準でのマネロン対策等の実施が求められている中、中小規模の金融機関を中心にシステム整備等の面で単独での対応には課題があることから、(1) 全国銀行協会主催の「ＡＭＬ／ＣＦＴ業務共同化に関するタスクフォース」に引き続き参加し、マネロン対策等の共同化の支援等を行うとともに、(2) マネロン対策等に係る共同システムの実用化に向け、共同システムを開発・実装する事業者への補助金の交付決定を行いました。 ・各金融機関等においてマネロン対策等の実施にあたっては、利用者に対して丁寧な説明を実施しているかの観点も含めモニタリングを継続しています。また、業界団体等と連携した広報活動等や政府広報を通じて、広く利用者にマネロン対策等への理解と協力を求めました。 ・金融庁は、ＦＡＴＦ基準（勧告、解釈ノート）の改訂などＦＡＴＦの政策立案機能を担う政策企画部会にて、共同議長国として、実質的支配者の透明性向上に関するＦＡＴＦ基準及びガイダンス改訂を予定通り取りまとめるなど、主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献しました。 ・暗号資産については、5 年に我が国がG7 議長国となる機会も捉え、ＦＡＴＦにおいて、トラベルルールをはじめとする暗号資産に関するグローバルなＦＡＴＦ基準の早期実施や、ＤｅＦｉ、個人間で行われる取引（Ｐ2Ｐ取引）などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応の検討などを促進しました。具体的には、金融庁が共同議長を務める暗号資産コンタクト・グループでの「暗号資産及び暗号資産交換業者に関するＦＡＴＦ基準の実施状況についての報告書」（4 年 6 月）の公表を行いました。また、これらの国際的な議論を国内に広く紹介し、我が国のマネロン対策等の強化につなげました。
③　規制・制度改革等の推進	
	・「規制改革実施計画」（4 年 6 月 7 日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。
④　事前確認制度の適切な運用	
	・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口と担当課室の間で、適時適切に情報共有し進捗管理を行うことにより、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図りました。
⑤　金融行政におけるＩＴの活用	
	・4 年 9 月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、以下の取組を行いました。 －　金融庁ネットワークシステムのガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）移行に向けて、移行後の利用サービスなどについて具体的

	な検討を行い、職員の意見募集を経て移行時期等を含めた全体方針を決定するなど、業務におけるデジタル技術の活用の推進に取り組みました。 －　情報システム予算に関して、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスの各フェーズにおけるレビューを実施したほか、4年8月に改訂した「金融庁デジタル人材確保・育成計画」に基づき、管理職向け・全職員向けにＤＸ研修等を開催、国内外の大学院や民間企業等への派遣等により、人材確保・育成を継続的に実施するなどの取組を行いました。 －　情報セキュリティ対策については、IT資産の適切な管理や速やかなパッチ適用等の基本動作（サイバーハイジーン）の徹底、公開情報からの情報収集・分析や統合ログ分析システムの活用によるセキュリティオペレーションの強化、職員に対する定期的なセキュリティ関連研修・訓練の実施頻度の増加など、金融庁全体としてのセキュリティ水準の維持・向上に努めました。 ・金融庁の行政手続きの電子化 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を行い、5年1月に運用を開始するなど、行政サービス向上に資する取組を進めました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、4年12月にデジタル社会推進会議幹事会にて決定した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を考慮し、ガバメントクラウドの活用を前提とした次期システムの設計・開発を進めました。
⑥　許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	
	・3年度に実施したアンケートについて、回答内容の集計・分析を行い、その結果を、登録等の審査を行った金融庁担当課室・各財務局等に還元し、窓口対応の改善等を促しました。また、4年度においても、引き続きアンケートを実施しました。
⑦　経済安全保障上の対応	
	・4年5月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置されましたが、その円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	302	321	352	395
		補正予算	▲15	53	666	－
		繰越等	－	▲59		
		合　計	286	315		
	執行額（百万円）		187	196		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・Ｇ20 https://www.g20.org ・金融安定理事会（ＦＳＢ） https://www.fsb.org/ ・保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ） https://www.iaisweb.org/ ・2023 年の G7 財務トラックにおけるプライオリティ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/cy2023/index.html 【測定指標②】 ・金融活動作業部会（ＦＡＴＦ） http://www.fatf-gafi.org/ ・暗号資産及び暗号資産交換業者に関する FATF 基準の実施状況についての報告書 https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20220701/20220701.html

担当部局名	総合政策局 　総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 　総務課 監督局 　総務課

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(金融庁の行政運営･組織の改革－1)

施策名		**金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化**
	施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。
達成すべき目標		**金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上**
	目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針（平成 30 年 7 月 4 日） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（令和４年８月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］各種有識者会議の積極的活用		【達成】
	４年度目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映
	４年度実績	・政策評価有識者会議を１回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。
指標②　［主要］第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施		【達成】
	４年度目標	内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確に反映
	４年度実績	・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を実施しました。 ・職員アンケートによる自己評価を実施しました。
指標③　［主要］実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討		【達成】
	４年度目標	新たなデータ収集・管理の枠組みに関する実証実験を実施
	４年度実績	・法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、共同データプラットフォームに関する実証実験を行い、実効的・

	効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討しました。

指標④　［主要］データ分析の可視化、ツール化	【達成】
4年度目標	金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かす
4年度実績	・金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データ、地理的データと組み合わせて分析するなど、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進しました。また、それらの可視化・ツール化を通じて金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かしました。

指標⑤　利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握	【達成】
4年度目標	モニタリング部門への結果還元
4年度実績	・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用しました。

指標⑥　［主要］データ分析における研修の実施・専門家による支援	【達成】
4年度目標	データ分析プロジェクトの質の向上
4年度実績	・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。

指標⑦　［主要］金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数		【達成】
基準値	実績	目標
3年度	4年度	4年度
4億801万件	4億7,545万件	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施

指標⑧　金融庁Ｔｗｉｔｔｅｒ（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他ＳＮＳでの情報発信強化		【達成】
基準値	実績	目標
3年度	4年度	4年度
フォロワー数：141,197 いいね数：21,110	フォロワー数：161,489 いいね数：16,689	当庁の施策等について、Ｔｗｉｔｔｅｒ等のＳＮＳを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施

指標⑨　［主要］財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況	【達成】
4年度目標	財務局とのさらなる連携・協働の推進

	4年度実績	・財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたもののうち、例えば、地方での業務説明会について、財務局からの要望を踏まえ、開催時期の見直しなどを進めました。このほか、主要な会議の在り方に関し、オンライン会議でコミュニケーションの強化を図ったほか、業務説明会の在り方についても、実施方法の見直しを図りました。
指標⑩	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲（横断的施策-1)】	【達成】
	4年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施
	4年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。
参考指標		
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況	
	4年度実績	・真に必要な業務にリソースを集中するため、業務の廃止を含めた業務見直し・効率化を引き続き実施しました。 ・管理職等によるマネジメントの実施状況について、多面的な評価・研修を行うなど、管理職等のマネジメント能力の向上につなげる取組を引き続き実施しました。 ・女性の活躍推進のため、女性の採用の拡大や女性の登用目標達成に向けた計画的育成に関する取組について、引き続き実施しました。
指標②	金融行政モニターへの意見申出件数	
	4年度実績	4年4月～5年3月：45件
指標③	各種サポートデスクへの相談件数	
	4年度実績	・FinTechサポートデスク：284件 ・拠点開設サポートオフィス：165件 ・FinTech実証実験ハブ：5件
指標④	意見申出制度への意見申出件数	
	4年度実績	0機関
指標⑤	報道発表件数	
	4年度実績	701件
指標⑥	英語ワンストップサービスの対応件数	
	4年度実績	740件（3年度は767件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】　金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。 データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を検討したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化等の検討を実施しました（測定指標③、④） 利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行ったほか、研修等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました（測定指標⑤、⑥）。 金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやＳＮＳを活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行った結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4 億 7,545 万件（前年度比 16.5%増）となりました（測定指標⑦）。 また、金融庁公式Ｔｗｉｔｔｅｒアカウントによるツイートについては、一般の国民を対象に発信すべき情報を厳選しつつ、画像を使用してツイートの視認性を向上させる、平易で柔らかい表現を使うなどの工夫を施して投稿しました。結果として、フォロワー数は 161,489 アカウント（同 14.4%増）となりました。いいね数は 16,689 件（同 20.9%減）となりましたが、ツイート 1 件当たりのいいね数は 19.7 件（同 42.1%増）となり、より共感を得られやすい情報発信ができました（測定指標⑧）。 財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたもののうち、例えば、地方での業務説明会について、財務局からの要望を踏まえ、開催時期の見直しなどを進めました。このほか、主要な会議の在り方に関し、オンライン会議でコミュニケーションの強化を図ったほか、業務説明会の在り方についても、実施方法の見直しを図りました（測定指標⑨）。 （測定指標⑩については再掲（横断的施策-1）） 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組

	んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	【必要性】　金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のＰＤＣＡの実施に取り組む必要があると考えています。 　また、データに基づく政策立案機能の強化のため、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進める必要があると考えています。 【効率性】　金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことや、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進めたことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。 【有効性】　金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。 　また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組は、データに基づく政策立案機能の強化に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る必要があります。 【施策】　有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する戦略的な広報に取り組んでいきます。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進します。更に、金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、引き続き具体的な取組を推進します。【再掲（横断的施策-1)】 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	
	・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施し、会議での議論を金融行政に反映しました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映され

	る枠組みを確保しました。 ・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。
②　金融行政におけるデータ活用の高度化	
	・　金融行政におけるデータ活用の高度化を進めていく観点から、法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、共同データプラットフォームに関する実証実験を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討しました。 ・金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データ、地理的データと組み合わせて分析するなど、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進しました。また、それらの可視化・ツール化を通じて金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かしました。 ・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、問題点の発掘に活かしたほか、深度あるモニタリング等に活用しました。 ・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。
③　金融行政に関する情報発信の充実	
	・金融庁の施策等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行いました。 ・金融庁ウェブサイトを安定的に稼動させつつ、一般の利用者に分かりやすいページとなるよう、トップページや「政策・審議会等」に関するページ等の構成を5年1月11日及び同年3月28日に見直しました。 ・幅広く効果的に情報発信を行う観点から、日本での拠点開設を検討している海外金融事業者向けの国際金融センター特設ページについて、ページデザイン及び内容を全面的に見直し、外国語対応可能な事業者を検索できるフォームを新設するなど機能を拡充しました。また、地域金融機関による事業者支援を後押しするため、地域金融機関を介した地域企業と大企業の人材マッチングに関する特設ページを開設したほか、業種別に事業者支援のノウハウをまとめた解説資料と動画を作成・公表し、ウェブサイトのほか、ＹｏｕＴｕｂｅやＴｗｉｔｔｅｒといったＳＮＳ、広報誌「アクセスＦＳＡ」も活用して積極的な広報を実施しました。 ・英語による積極的な情報発信の観点から、特に海外からの関心も高い事（例えば、ＥＳＧ関連施策のパブリックコメントや、外国メディアの関心も高い行政処分等）については、タイムリーに英訳公表を行い、英語による情報発信強化を進めました。

	・政府広報室等が主催する外部講師による研修・講演等に積極的に参加し、職員の広報に関する知見向上を図りました。
④　総合政策機能の強化	
	・4事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を策定しました。 ・庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図りました。 ✓　国民の安定的な資産形成の促進【再掲（施策Ⅱ-1）】 ✓　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（施策Ⅱ-1）】 ✓　資産運用業の高度化【再掲（施策Ⅲ-1）】 ✓　国際金融機能の確立【再掲（施策Ⅲ-1）】 ✓　Ｗｅｂ3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組【再掲（横断的施策-1）】 ✓　サステナブルファイナンスの推進【再掲（横断的施策-2）】 ✓　マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化【再掲（横断的施策-4）】 ✓　規制・制度改革等の推進【再掲（横断的施策-4）】 ✓　金融行政におけるＩＴの活用【再掲（横断的施策-4）】 ✓　金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（組織改革-1）
⑤　決済インフラの高度化・効率化等	
	【再掲（横断的施策-1）】
⑥　財務局とのさらなる連携・協働の推進	
	・財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたものについて、改善・見直しを実施しました。このような取組は、財務局とのさらなる連携・協働を推進する上で効果があったと考えています。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	－	－	－	－
		補正予算	－	－	－	－
		繰越等	－	－		
		合　計	－	－		
	執行額（百万円）		－	－		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・「政策評価に関する有識者会議」議事要旨・資料等 （https://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html） 【測定指標⑧】 ・金融庁公式 Twitter アカウント（日本語版） （https://twitter.com/fsa_JAPAN） ・金融庁公式 Twitter アカウント（英語版） （https://twitter.com/JFSA_en） ・YouTube 金融庁チャンネル「業種別支援の着眼点」 （https://www.youtube.com/playlist?list=PLOcfkMfU1dbm71uUTW7hdE8Ayw-WhNdXC）

担当部局名	総合政策局 　総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、 　リスク分析総括課 企画市場局 　総務課 監督局 　総務課

政策評価実施時期	令和 5 年 6 月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(金融庁の行政運営･組織の改革－2)

施策名	**検査・監督の質の向上**
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査･監督基本方針)」を踏まえた検査･監督を実践するとともに、検査･監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	**金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと**
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか) と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理･公表した「金融検査･監督の考え方と進め方(検査･監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日) を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30 年 6 月 29 日) ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～ (令和４年８月 31 日)

測定指標		
指標①	［主要］「金融検査･監督の考え方と進め方(検査･監督基本方針)」に沿った、検査･監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と	【達成】

進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況		
4年度目標	新しい考え方に沿った検査・監督の実践	
4年度実績	・「金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（元年6月）において公表した3つの論点に係る調査結果や課題について、当局と金融機関との間で共有を図り、金融機関のＩＴガバナンスの発揮に繋げていくため、「金融機関のＩＴガバナンス等に関する調査結果レポート」（4年6月）を公表しました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象に、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例について、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（4年6月）を公表しました。 ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、主要な販売会社へのモニタリングや顧客意識調査を通じて把握した課題等の分析結果を「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（4年6月）として公表しました。 ・サステナブルファイナンス有識者会議報告書（3年6月）における提言を踏まえ、金融機関における気候変動への対応について、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（4年7月）を公表しました。また、金融庁及び日本銀行は、3メガバンク及び大手3損保グループと連携して実施した、シナリオ分析の試行的取組の実施結果を「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組」（4年8月）として公表しました。 ・検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を4年10月～5年3月に実施しました。【再掲（組織改革-1）】 ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を5年1月に実施しました。 ・日本銀行との連携強化については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組を進めるとともに、その進捗について取りまとめた、「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組みの進捗」（4年6月）を公表しました。 ・モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で42本作成するな	

		ど、コンテンツのさらなる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催（夏期５講義、冬期４講義）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の実施に際して、対面形式での研修を再開したほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	Ｂ（相当程度進展あり）
	【判断根拠】　検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。 一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「Ｂ」としました。
施策の分析	【必要性】　金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。 【効率性及び有効性】　検査・監督の方向性を明らかにする必要のある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々の重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行ったほか、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めたことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったＰＤＣＡサイクルを実践・定着していく必要があります。 【施策】　検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていきます。 【測定指標】　次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）	
	・「金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（元年６月）において公表した３つの論点に係る調査結果や課題について、当局と金融機関との間で共有を図り、金融機関のＩＴガバナンスの発揮に繋げていくため、「金融機関のＩＴガバナンス等に関する調査結果レポート」（4 年６月）を公表しました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象に、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例について、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（4 年 6 月）を公表しました。 ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、主要な販売会社へのモニタリングや顧客意識調査を通じて把握した課題等の分析結果を「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（4 年６月）として公表しました。 ・サステナブルファイナンス有識者会議報告書（3 年６月）における提言を踏まえ、金融機関における気候変動への対応について、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（4 年 7 月）を公表しました。また、金融庁及び日本銀行は、3 メガバンク及び大手 3 損保グループと連携して、シナリオ分析の試行的取組の実施結果を「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組」（4 年８月）として公表しました。これらを踏まえ、引き続き金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を進め、金融機関への検査・監督に活用しています。 ・検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を 4 年 10 月～5 年 3 月に実施しました。**【再掲（組織改革-1）】** ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を 5 年 1 月に実施しました。 ・日本銀行との連携強化については、3 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組を進めるとともに、その進捗について取りまとめた、「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組みの進捗」（4 年 6 月）を公表しました。 ・モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で 42 本作成するな

	ど、コンテンツのさらなる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催（夏期5講義、冬期4講義）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の実施に際して、対面形式での研修を再開したほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施しました。 ・以上の取組などにより「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践してきました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	－	－	－	－
		補正予算	－	－	－	－
		繰越等	－	－		
		合　計	－	－		
	執行額（百万円）		－	－		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和5年6月2日～7月11日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	―

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課

政策評価実施時期	令和5年6月

令和４年度　実績評価書

金融庁令４(金融庁の行政運営･組織の改革－3)

施策名	**質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革**
施策の概要	さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備、④幹部職員等のマネジメント力向上などのための取組を継続・拡充する。
達成すべき目標	**全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること**
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融庁に求められる役割も機能も時代に応じて綿々と変化している。金融庁は、これまで自らの改革に継続して取り組んできたが、我が国の持続的成長に一層貢献していくためには、金融行政をさらに進化させていくことが必要である。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成 30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（30 年 7 月 4 日、令和 4 年 3 月 28 日改訂） ・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標①　［主要］専門人材育成の取組状況		【達成】
４年度目標	専門人材育成の枠組みのさらなる整備	
４年度実績	・各職員に対して希望する分野に応じた研修を提供するなど、職員の専門性を高めていくための取組を引き続き行いました。 ・現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定するとともに、職員がそれらをどのように身に着けていくかについて検討を進めました。 ・将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行い、5 年 4 月からの運用開始に向けて環境を整備しました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。	
指標②　［主要］職員の主体性を重視した枠組みの活用状況		【達成】
４年度目標	職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備	

	4年度実績	・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行いました。 ・政策立案に資するため、金融機関や有識者など外部からの有益なインプットを得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を行いました。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でポストの公募を行いました。
指標③　［主要］業務の合理化・効率化の取組状況		【達成】
	4年度目標	業務のさらなる合理化・効率化
	4年度実績	・テレワークやオンライン会議を行いやすい環境を引き続き拡充しました。 ・外部ツールの活用により、職員の議事録作成負担を軽減したほか、庁外向けのセミナー参加受付や金融機関向けアンケート機能の簡略化を実現しました。 ・安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討やＲＰＡ（Ｒｏｂｏｔｉｃ　Ｐｒｏｃｅｓｓ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押ししました。
指標④　［主要］適切なマネジメントに向けた取組状況		【達成】
	4年度目標	マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充
	4年度実績	・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施しました。 ・360度評価や職員満足度調査等を継続的に実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有しました。 ・マネジメント層に対しマネジメントの手がかりを提供するため、庁内広報誌でコラム『マネジメントの手がかり』を連載して情報発信しました。
参考指標		
指標①　職員満足度調査結果		
	4年度実績	・5年2月に実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、前年に比べ0.03ポイント上昇し、4.05/5.00でした。今後も定期的な検証を通じて組織としての課題を抽出し、さらなる改善につなげていきます。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	Ａ（目標達成）
	【判断根拠】　金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる

	整備（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備（測定指標②）や、業務のさらなる合理化・効率化（測定指標③）、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充（測定指標④）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】　金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化している中、金融庁に求められる役割も機能も時代に応じて綿々と変化しています。金融庁は、これまで自らの改革に継続して取り組んできましたが、我が国の持続的成長に一層貢献していくためには、金融行政をさらに進化させていく必要があります。 【効率性】　諸施策について、できるものから順次実行したうえで、効率的かつ有効な取組を進めています。 【有効性】　諸施策の実効性が確保されるように不断の見直しを行っていきます。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】　組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。 【施策】　4年度に検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、さらなる改善につなげていきます。 【測定指標】　全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
①　専門人材の育成	
	・各職員に対して希望する分野に応じた研修を提供するなど、職員の専門性を高めていくための取組を引き続き行いました。 ・現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定するとともに、職員がそれらをどのように身に着けていくかについて検討を進めました。 ・将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行い、5年4月からの運用開始に向けて環境を整備しました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。
②　職員の主体性・自主性の重視	

	・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行いました。 ・政策立案に資するため、金融機関や有識者など外部からの有益なインプットを得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を行いました。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でポストの公募を行いました。
③　誰もが能力を発揮できる環境の実現	
	・産休・育休取得職員の円滑な復帰を支援する取組を進めました。 ・テレワークやオンライン会議を行いやすい環境を拡充しました。 ・外部ツールの活用により、職員の議事録作成負担を軽減したほか、庁外向けのセミナー参加受付や金融機関向けアンケート機能の簡略化を実現しました。 ・安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討やＲＰＡ（Ｒｏｂｏｔｉｃ　Ｐｒｏｃｅｓｓ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押ししました。 ・若手を含め各職員がより一層納得感や、やりがいを感じて業務に取り組めるよう、より働きやすい職場環境に変えるためにどうしていくか、さらには、望ましい組織文化等の在り方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、より働きやすく高い成果を生み出していく組織としていくための改革を引き続き進めました。
④　幹部職員等のマネジメント力向上	
	・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施しました。 ・360 度評価や職員満足度調査等を継続的に実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有しました。 ・マネジメント層に対しマネジメントの手がかりを提供するため、庁内広報誌でコラム『マネジメントの手がかり』を連載して情報発信しました。

施策の予算額・執行額等	区　分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算	－	－	－	－
		補正予算	－	－	－	－
		繰 越 等	－	－		
		合　　計	－	－		
	執行額（百万円）		－	－		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 5 年 6 月 2 日～7 月 11 日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	―

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課

政策評価実施時期	令和５年６月

（巻末参考）金融庁における政策評価への取組み

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年１月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年１月政策評価各府省連絡会議了承）	
３月		・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年３月 28 日）
６月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定）	
14 年４月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年４月１日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年４月～６月末）策定（14 年４月１日）
７月		・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年７月～15 年６月末）策定（14 年８月６日）
９月		・「金融庁における政策評価に関する基 本計画」一部改正(14 年９月 13 日）
11 月		・「第１回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		・政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年４月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年４月 17 日）
６月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関	・「第２回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年６月 12 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
	する報告」（15 年６月国会報告）	
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15 年７月１日） ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15 年７月～16 年６月末）策定（15 年７月１日）
８月		・「第３回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年８月５日） ・政策評価（平成 14 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15 年８月 29 日）
16 年４月		・「第４回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年４月 21 日） ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16 年４月 23 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16 年６月国会報告）	・「第５回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年６月 18 日）
７月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 16 年７月～17 年６月末）策定（16 年７月７日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16 年７月７日）
８月		・「第６回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年８月５日） ・政策評価（平成 15 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16 年８月 31 日）
17 年４月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17 年４月 27 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年６月国会報告）	
７月		・「第７回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年７月５日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年７月～18 年６月末）策定（17 年７月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年７月 26 日）
８月		・「第８回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年８月９日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年８月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年４月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年４月 28 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年６月国会報告）	・「第９回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年６月 20 日）
７月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年７月～19 年６月末）策定（18 年７月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年７月 10 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
８月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年８月３日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年８月 31 日）
19 年３月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年３月閣議決定）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年６月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年６月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年６月 14 日）
７月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年７月～20 年６月末）策定（19 年７月３日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年７月３日）
８月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年８月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年８月２日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年８月 30 日）
20 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年６月国会報告）	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年６月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年６月 11 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年７月～24 年３月末）策定（20 年７月３日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年７月～21 年６月末）策定（20 年７月３日）
８月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年８月６日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年８月 29 日）
21 年２月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年２月 26 日）
３月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年４月～22 年３月末）策定（21 年３月 31 日）
５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年５月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年５月 22 日）
８月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年８月５日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年８月 31 日）
22 年３月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年３月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年４月～23 年３月末）策定（22 年３月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年３月 31 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
５月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年５月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年５月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年６月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年６月４日）
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年８月 24 日） ・「第 18 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年８月 25 日） ・政策評価（平成 21 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22 年８月 31 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22 年８月 31 日）
23 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23 年６月国会報告）	・「平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23 年６月 17 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 23 年４月～24 年３月末）策定（23 年６月 24 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23 年６月

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
		24 日）
９月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催（23 年９月 27 日） ・政策評価（平成 22 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23 年９月 30 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23 年９月 30 日）
24 年３月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承）	
５月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年５月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年４月～29 年３月）策定（24 年５月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年４月～25 年３月）策定（24 年５月 31 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年６月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年６月８日）
８月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年８月 10 日）
９月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年９月７日）
25 年４月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年６月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年６月７日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年６月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年４月～26 年３月末）策定（25 年６月 28 日）
８月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年８月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年５月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年５月 30 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年６月国会報告）	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年６月 13 日）
７月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26 年４月～27 年３月末）策定（26 年７月１日公表）
８月		・政策評価（平成 25 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26 年８月 29 日）
27 年３月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27 年３月閣議決定）	
４月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27 年６月国会報告）	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27 年６月 12 日） ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催（27 年６月 29 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
８月		・政策評価（平成 26 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27 年８月 31 日公表） ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27 年４月～28 年３月末）策定（27 年８月 31 日公表）
28 年５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28 年５月国会報告）	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28 年５月 20 日）
６月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催（28 年６月８日）
８月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：28 年４月～29 年３月末）策定（28 年８月 12 日公表） ・政策評価（平成 27 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（28 年８月 31 日公表）
29 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（29 年６月国会報告）	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（29 年６月 23 日） ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催（29 年６月 26 日）
７月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（29 年７月政策評価各府省連絡会議了承）	
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：29 年４月～33 年３月末）策定（29 年８月１日公表） ・政策評価（平成 28 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（29 年８月 31 日公表）
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：29 年４月～30 年３月末）策定（29 年 12 月 15 日公表）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
30 年１月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年１月 31 日）
５月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年５月 21 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30 年６月国会報告）	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30 年６月 13 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年６月 22 日）
７月		・政策評価（平成 29 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30 年７月 17 日公表）
９月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年９月 13 日）
12 月		・「平成 30 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30 年４月～31 年３月末）策定（30 年 12 月３日公表）
31 年２月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（31 年２月 15 日）
元年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年６月国会報告）	・「平成 29 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年６月 10 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年６月 13 日）
８月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年８月１日） ・政策評価（平成 30 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年８月 30 日公表）
12 月		・「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成 31 年４月～令和２年３月末）策定（元年 12 月 24 日公表）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
２年２月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（２年２月 28 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（２年６月国会報告）	・「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（２年６月３日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（２年６月 23 日）
９月		・政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（２年９月 17 日公表）
11 月		・「令和２年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：２年４月～３年３月末）策定（２年 11 月 27 日公表）
３年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（３年６月国会報告）	・「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（３年６月７日）
７月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（３年７月１日）
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：４年４月～９年３月末）策定（３年８月 31 日公表） ・政策評価（令和２年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（３年８月 31 日公表）
10 月		・「令和３年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：３年４月～４年３月末）策定（３年 10 月 29 日公表）
４年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（４年６月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（４年６月１日） ・「令和２年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（４年６月６日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
８月		・政策評価（令和３年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（４年８月31 日公表）
11 月		・「令和４年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４年４月～５年３月末）策定（４年 11 月 22 日公表）
５年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（５年６月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（５年６月１日） ・「令和３年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（５年６月７日）